

平成30年3月2日（金）

議 事 日 程（第1号）

平成30年3月2日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 施政方針説明
- 日程第 3 議案第 1 号 常陸太田市子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 常陸太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 3 号 常陸太田市行政組織条例の一部改正について
- 議案第 4 号 常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 号 常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 号 常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について
- 議案第 7 号 常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正について
- 議案第 8 号 常陸太田市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 9 号 常陸太田市企業等立地促進条例の一部改正について
- 議案第10号 常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 常陸太田市火災予防条例の一部改正について
- 議案第12号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第13号 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第14号 常陸太田市新市建設計画の一部変更について
- 議案第15号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第16号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第17号 常陸太田市道路線の廃止について
- 議案第18号 常陸太田市道路線の認定について
- 議案第19号 茨城北農業共済事務組合規約の変更について
- 日程第 4 議案第20号 平成29年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第21号 平成29年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第22号 平成29年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

について

議案第 23 号 平成 29 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 24 号 平成 29 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 25 号 平成 29 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 26 号 平成 29 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 27 号 平成 29 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 5 議案第 28 号 平成 30 年度常陸太田市一般会計予算について

議案第 29 号 平成 30 年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について

議案第 30 号 平成 30 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 31 号 平成 30 年度常陸太田市介護保険特別会計予算について

議案第 32 号 平成 30 年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について

議案第 33 号 平成 30 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第 34 号 平成 30 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について

議案第 35 号 平成 30 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について

議案第 36 号 平成 30 年度常陸太田市水道事業会計予算について

議案第 37 号 平成 30 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定

日程第 2 施政方針説明

日程第 3 議案第 1 号ないし議案第 19 号（一括上程・提案理由説明）

日程第 4 議案第 20 号ないし議案第 27 号（一括上程・提案理由説明）

日程第 5 議案第 28 号ないし議案第 37 号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

9 番	益 子 慎 哉 議 長	13 番	成 井 小太郎 副議長
1 番	森 山 一 政 議 員	2 番	小 室 信 隆 議 員
3 番	菊 池 勝 美 議 員	4 番	諏 訪 一 則 議 員
5 番	藤 田 謙 二 議 員	6 番	木 村 郁 郎 議 員
7 番	深 谷 渉 議 員	8 番	平 山 晶 邦 議 員

10番	菊池伸也議員	11番	深谷秀峰議員
12番	高星勝幸議員	14番	茅根猛議員
15番	福地正文議員	16番	川又照雄議員
17番	後藤守議員	18番	黒沢義久議員
19番	高木将議員	20番	宇野隆子議員

説明のため出席した者

大久保太一市長	宮田達夫副市長
中原一博教育長	加瀬智明総務部長
綿引誠二政策企画部長	西野千里市民生活部長
滑川裕保健福祉部長	武藤範幸農政部長
岡崎泰則商工観光部長	真中剛建設部長
根本康弘会計管理者	江尻伸彦上下水道部長
江幡正紀消防長	生天目忍教育次長
金子充農業委員会事務局長	鈴木淳秘書課長
笹川雅之総務課長	江幡治監査委員

事務局職員出席者

宇野智明事務局長	鴨志田智宏議事係長
小林博則総務係長	

午前10時開会

○益子慎哉議長 おはようございます。ご報告いたします。

ただいま出席議員は20名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成30年第1回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○益子慎哉議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

3番 菊池勝美議員 20番 宇野隆子議員
の両名を指名いたします。

諸般の報告

○益子慎哉議長 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告いたします。去る１月１８日、水戸市において茨城県市議会議長会が開催されました。会議内容についてはお手元に配付しました報告書によりご承知願います。

次に、茨城県市議会議長会第２回議員研修会の議員派遣を１２月議会で議決しておりますが、報告については、２月２１日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、１月２４日付で東茨城郡茨城町矢田部２９５、茨城県労働組合連合議長白石勝巳氏から、「最低賃金の大幅な引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の陳情書がお手元に配付しております写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、総務、文教民生、産業建設の各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所管事務調査報告書が議長宛て提出されております。なお、報告書につきましては、事務局に保管しておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第１２２条の規定により、平成２９年常陸太田市事務に関する説明書が配付されておりますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、平成２９年１２月及び平成３０年１月、２月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第１２１条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	宮 田 達 夫 君
教 育 長	中 原 一 博 君	総 務 部 長	加 瀬 智 明 君
政策企画部長	綿 引 誠 二 君	市民生活部長	西 野 千 里 君
保健福祉部長	滑 川 裕 君	農 政 部 長	武 藤 範 幸 君
商工観光部長	岡 崎 泰 則 君	建 設 部 長	真 中 剛 君
会 計 管 理 者	根 本 康 弘 君	上下水道部長	江 尻 伸 彦 君
消 防 長	江 幡 正 紀 君	教 育 次 長	生天目 忍 君
農業委員会事務局長	金 子 充 君	秘 書 課 長	鈴 木 淳 君
総 務 課 長	笹 川 雅 之 君	監 査 委 員	江 幡 治 君

以上、１８名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○益子慎哉議長 本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

日程第１ 会期の決定

○益子慎哉議長 日程第１、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付しました会期日程表のとおり、本日から３月１９日まで１８日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子慎哉議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月１９日まで１８日間と決定いたしました。

日程第２ 施政方針説明

○益子慎哉議長 次、日程第２，平成３０年度施政方針について，市長より説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 皆様，おはようございます。本日は，平成３０年第１回市議会定例会を招集いたしましたところ，議員の皆様には，ご多用中にもかかわらずご出席を賜りまして，心から感謝を申し上げます。

それでは，平成３０年度の予算並びに関係諸議案のご審議をお願いするに当たり，私の市政運営に関する基本的な考え方と新年度における主な施策を申し上げ，議員並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

お手元の平成３０年度施政方針をごらんいただきたいと思います。

昨年閣議決定されまして，また，衆議院で可決通過をいたしました国の平成３０年度一般会計予算は，９７兆７，１２８億円と６年続けて過去最大を更新しました。

歳入では，好調な企業業績を背景に，税収も大幅に伸び，新規国債を減らすものの，歳出では，社会保障費が膨らみ，基礎的財政収支は１０兆３，９０２億円の赤字で，財政健全化への道のりは依然として厳しい状況にあると思われまます。

県におきましては，企業誘致や医師確保対策を重視した大井川カラーを色濃く出した新知事初めての予算案が先月２３日に発表されました。

一般会計の歳入では，地方交付税が減少するものの，企業収支の改善で法人事業税などが増えたことなどから，一般財源が増額となるなど，予算規模は今年度当初と同額規模の１兆１，１１６億８，８００万円となっております。

このような中，本市の財政状況は，実質単年度収支が１０年連続の黒字となるなど，これまでの財政健全化の取り組みによりまして，財政構造の改善が図られているものの，人口減少などにより，市税等の恒常的な増加は見込みがたい状況にあること，合併によります交付税の特例措置も間もなく終了することから，今後も限られた財源を効率的，効果的に配分する必要がございます。そのため，真に必要な事業の推進と健全性の維持を両立させ創意工夫を凝らすとともに，コスト意識を強く持って取り組んでまいります。

昨年４月からは，第６次の総合計画がスタートいたしました。引き続き，本市の重点課題である少子高齢化・人口減少対策について積極的に取り組むとともに，市民の生活に直結する各種施策を進め，本市の目指す将来像であります「幸せを感じ暮らし続けたいと思うまち常陸太田」の実現を目指してまいります。

以上，平成３０年度の市政運営に当たる基本的な考え方を述べさせていただきました。

続きまして、平成30年度当初予算の概要を申し上げます。

一般会計は、第6次総合計画の2年目として、まちの将来像の実現に向けて必要な施策を着実に推進していくとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略が4年目を迎えますことから、各事業の目標が達成できるよう、さまざまな施策を予算に反映をいたしました。

特に、人口減少に歯止めをかけ、人口減少社会においても持続可能なまちづくりを推進いたしますため、引き続き少子化・人口減少対策アクションプランに位置づけた各種施策へ重点的に予算配分を行ったところであり、予算規模は対前年度比2.8%増の236億2,600万円で、7つの特別会計、水道事業会計並びに工業用水道事業会計を合わせますと、前年度比1.4%減の399億3,855万2,000円となっております。

主な施策につきまして、第6次総合計画前期基本計画に基づきご説明を申し上げます。

初めに、安心して働くことのできる仕事の間づくりでございます。

まず、働く機会創出といたしましては、引き続き東部土地区画整理事業計画用地や工業団地、学校跡地等への企業誘致に加えまして、今後成長が期待されるクリエイティブ企業誘致のための環境整備や企業創業者への支援のほか、合同就職面接会の開設や市民雇用奨励金制度等によりまして、市内就業の機会創出を図ってまいります。

また、地域農業の担い手である認定農業者や定年帰農者等への支援、新規就農者等に対する経営確立に向けた農業次世代人材投資資金の活用や、住居、機械設備等の取得など総合的な就農支援を行ってまいります。

農林業の振興といたしましては、まず、農業においては、小目地区圃場整備事業、ふるさと農道整備事業や農地中間管理事業による生産基盤の整備等を継続して推進するとともに、米、常陸秋そばや果樹等の高品質化、消費者ニーズに即した少量多品目の野菜の計画生産、農産物を活用した六次産業化、国内外の見本市等への参画並びに道の駅ひたちおおたを中心といたしました販路拡大や有利販売への支援を進めてまいりたいと思っております。

また、農地の環境保全に努めるとともに、畜産農家の経営安定化や生産性向上への支援のほか、地元産生乳を使用したチーズ製造販売に向けたプロジェクトに取り組んでまいります。

林業におきましては、第3期の茨城県森林湖沼環境税を活用した森林間伐や常陸太田地域森林整備推進協定による民有林と国有林の一体的な整備等を進めてまいります。

商工業の振興といたしましては、そばによる地域内経済の活性化並びに交流人口の拡大を図りますため、新たにそば店の協議会を立ち上げ、品質向上や接客力の向上を推進してまいります。

また、中小企業の経営基盤強化のため、技能訓練補助等の見直し、新商品・新技術開発事業費補助や販路拡大事業費の補助等、普及促進を図ってまいります。

観光の振興といたしましては、引き続き観光バスツアーや観光レンタカー利用の支援、プレミアム付き旅行券の発行、集中曝涼公開箇所の拡充や郷土資料館での企画展の充実を図りますとともに、水府観光物産館をカフェとしてリニューアルオープンし、バンジージャンプや竜神カヌーなど竜神ダム湖での体験型アクティビティを活用した誘客の拠点施設として、周辺施設との相乗効果を高めながら交流人口の拡大を図ってまいります。

また、農家民泊による体験型の教育旅行につきましては、受け入れ農家の拡充やインバウンドを含めた誘致拡大を推進するほか、かなさ笑楽校の3階部分の改修やボルダリングウォールを設置するなど、集客力の向上を図ってまいります。

次に、夢を育み健やかに生きるひとづくりでございます。

まず、子育てへの支援といたしましては、国の施策に先駆けて、低所得者世帯のゼロ歳から2歳児の保育料無料化の実施、のぞみ及び水府認定こども園を開園するほか、民間保育園の誘致を検討するなど、待機児童の解消に努めてまいります。

また、妊産婦及び乳児から高校生相当までの医療費の助成、所得制限を撤廃した不妊不育症の治療費助成、放課後子ども教室などの施策を引き続き実施をいたしまして、切れ目のない支援による子育て世帯の経済的負担軽減と安心して子育てができる環境づくりに取り組むとともに、山吹運動公園親水広場内へ子育て支援施設を開設するなど、子育て中の保護者や子どもたちが気軽に集える場所を提供してまいります。

豊かな心の育成といたしましては、幼少期における家庭教育及び地域教育を支援いたしますために、親子講座を出前形式で行うふるさと愛育推進事業夢塾を新たに開設するとともに、引き続きエコミュージアム活動等を通して地域への愛着心と誇りを育みながら、持続可能な地域づくり、きずなづくり等を支援してまいります。

また、各学校においては、自らルールを守り、思いやりと命を大切にする心を育ていくため、特別な教科として新設される道徳科や人権教育、福祉教育などを一層充実させるほか、子どもたちの自主的、実践的な態度を伸ばすため、明るい学校づくり研修会などの事業を通して、心の教育を基盤とした学校教育の推進に取り組んでまいります。

魅力ある学校づくりといたしましては、将来を担う子どもたちが夢や目標に向かって努力することができるよう、夢育を引き続き推進し、個性の伸長を図ることのできる、特色ある学校づくりを進めるほか、本年4月に水府小学校と山田小学校を統合して新たに水府小学校を開校し、水府中学校との小中一貫教育を行うとともに、平成31年12月の完成を目指して新校舎の整備も進めてまいります。

また、各校の大規模改修工事や図書室へのエアコン設置等を引き続き進めますとともに、今後とも安全でおいしい給食の提供と食育を推進いたしますため、地産地消による安全な地元産農産物の確保に努め、市内産食材を中心に、地産地消の日の拡充を図ってまいります。

多様な学習機会、地域文化活動への支援といたしましては、市民ニーズの多様化、高度化などの時代の要請に対応した講座等を構築し、学習機会の提供に努めるとともに、文化団体、文化事業や地域伝統文化の保存継承への支援のほか、活動や発表の場、鑑賞機会の拡充を図り、市民の芸術文化活動の活発化を推進してまいります。

市民の健康増進や体力づくりのために、各種スポーツ競技大会開催などへの支援を継続しますとともに、スポーツを楽しむ交流できるまちの実現を目指し、施設の統廃合も見据えた整備計画とスポーツ推進計画を策定してまいります。

また、高齢者の健康体力づくりのため、シルバーリハビリ体操やスクエアステップなど健康体

操の普及拡大や組織体制の強化、指導士の増員を図りますとともに、障害のある人もスポーツに親しめるように工夫をまいります。

さらに、開催まで1年半余りとなったいきいき茨城ゆめ国体ゆめ大会につきましては、競技会の運営能力向上のため、リハーサル大会の開催や施設整備を進めますとともに、全国から訪れる方々を温かく迎えることができるよう、市民や関係機関等と連携をした運営体制の整備に努めてまいります。

健康づくりへの施策といたしましては、医療費、健診データの分析に基づき、地域の保健推進員、食生活改善推進員、シルバーリハビリ体操士やスクエアステップリーダーなどの協力のもと、市民一体となって健康寿命の延伸を図ってまいります。

また、疾病の抑制や早期発見、早期治療に向け、人間ドック等の健診期間及び助成枠の拡充、健康ポイント制度導入による特定健診及び後期高齢者健診の受診率向上に努めますほか、新たに、健康増進レシピ作成、ピロリ菌検査や歯周病検診に取り組んでまいります。

さらに、平成30年度から都道府県単位化となる国民健康保険制度にかかわる国保税につきましては、これまでと同程度の税額となるよう、一般会計並びに支払準備基金からの繰り入れを行いまして、市民の負担軽減に努めてまいります。

地域の支え合いの支援といたしましては、住み慣れた地域で、高齢者、障害者、子どもや生活困窮者など全ての人が自分らしく暮らせるまちの実現を目指して、社会福祉協議会等との連携を強化をし、市民の地域福祉活動を推進しますほか、障害福祉の今後の指針となる障害者計画を見直してまいります。

また、新たに策定した第7期の高齢者福祉計画に基づき、引き続き地域包括ケアシステムを推進するとともに、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制を整備し、高齢者のニーズに応じたサービスの提供に努めてまいります。

少子化対策の推進といたしましては、結婚相談センターYOU愛ネットを中心に、より魅力的で多彩な婚活イベントの企画など、男女の出会いの場の創出に努め、成婚数の増加を図ってまいります。

また、親許へのUターンや市外からの転入を加速させるため、子育て世帯への住宅取得助成事業や民間賃貸住宅の新築建てかえ経費にかかわる助成枠の拡充、市営住宅の入居基準緩和を継続してまいります。さらに、新たに子育て世帯を対象とする定住促進住宅を民間活力により整備しますとともに、空き家の活用による定住促進にも注力してまいります。

次に、暮らしやすく楽しむことのできるまちづくりであります。

まず、犯罪のないまちづくりといたしましては、地域や関係機関と連携して、引き続き防犯の意識啓発を図るほか、犯罪や交通事故を防止するための防犯灯の整備、あるいは防犯カメラの設置などを進めてまいります。

また、空き地・空き家の適切な管理を促進するため、関係機関との連携体制を整備し、生活環境の保全に努めてまいります。

災害に強いまちづくりといたしましては、近年の想定を超える集中豪雨に備えるため、関係機

関と連携し、河川の危険箇所の把握に努め、計画的な改修整備や堆積土砂を撤去するなど河川の治水力を高めるとともに、防災体制を強化するため、自主防災組織と連携しながら、ハード・ソフト両面から対応してまいりたいと考えます。

また、消防体制においては、救命率の向上のため、救急救命士の養成並びに認定資格取得を継続するほか、消防団の小型動力ポンプ積載車2台の更新や防火水槽を設置をしてまいります。

さらに、災害発生時の防災拠点となる市役所本庁舎については、長寿命化計画に基づきまして、トイレや給排水の改修、機械排煙機交換等の工事を実施するほか、行政組織自体が被災しても機能不全に陥ることなく早期に業務復旧ができるよう、業務の執行体制や手順、業務継続に必要な資源の確保などを定める業務継続計画を策定してまいります。

原子力災害対策につきましては、今年度作成した原子力災害広域避難計画及び広域避難ガイドマップに基づきまして、それらをより実効性のある計画とするため、安全、迅速な住民避難への支援体制などを定める広域避難実施計画、あるいは住民避難マニュアルを策定をしてまいります。

医療体制の整備といたしましては、緊急医療の充実に向け、子ども夜間診療や過疎地域における民間診療所に対する医療機器等整備費の一部助成を継続してまいります。

良好で魅力のある市街地の整備といたしましては、国道349号バイパスの西側区域を東部土地区画整理事業として、買い物環境の改善あるいは雇用の創出とあわせまして、若者の定住や交流人口の拡大を図りますため、商業施設や業務施設などを立地誘導し、将来にわたり持続可能な市街地づくりに努めてまいります。

公共交通体系の再編充実といたしましては、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に基づき実施をいたしました第1次再編の評価、改善を行いますとともに、市民の誰もが日常の足として利用できるように、第2次再編に向け取り組み、効率的かつ持続可能な公共交通を目指してまいります。

また、JR水郡線を本市の基幹交通として維持存続していくため、引き続き市民や地域団体等との協力、県、沿線自治体との緊密な連携提携によりまして、利用促進の取り組みを進めてまいります。

道路の整備といたしましては、生活の利便性向上と物流の効率化による生産性の向上、あるいは安全安心の確保を図りますために、引き続き国県などとの連携を強化し、国道349号バイパスの4車線化、国道293号常陸太田東バイパス、国道461号のトンネル整備を含む水府里美拡幅、県道常陸那珂港山方線などの整備を促進するほか、県道日立笠間線の幡町から日立市までの区間を市道として整備をしてまいります。

また、通勤通学や買い物など市民生活の利便性向上のため、新宿天神林線や高柿千寿線など幹線市道や生活道路の整備、橋梁の長寿命化対策を継続して進めてまいります。

上下水道の整備といたしましては、安全で安心な水の安定供給のため、上水道施設の老朽化に伴う施設の更新、配水管の耐震化、並びに国道461号、仮称でございますが、北沢トンネルへの送水管布設を進めます。

また、生活排水対策の推進として、公共下水道、あるいは個別合併処理浄化槽設置事業など、

地域に適した効率的な処理施設による整備を進め、市民の快適な生活環境の確保と河川等の水質保全を図ってまいります。

自然及び生活環境の保全といたしましては、平成30年度末で計画期間満了となる第2次環境基本計画について見直しを図りますとともに、災害時に発生する廃棄物の処理方針を定める災害廃棄物処理計画を新たに策定をしてまいります。

また、太陽光発電設備や高効率給湯器等の設置補助を継続し、省エネルギー・再生可能エネルギーの普及を促進するとともに、ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上を図りますために、資源ごみの無料回収と23分別回収を継続しながら、ごみ搬出が困難な高齢者世帯へは、地域と連携をした支援を進めてまいります。

さらに、清掃センターについては、長寿命化総合計画に基づく改修整備によりまして、設備の延命化を図ってまいります。

最後に、この計画の推進のためにでございます。まず、情報の共有と受発信機能の強化といたしましては、行政情報を迅速かつ正確に、また、わかりやすく伝えますために、広報紙やホームページの内容を充実するほか、市内外の多くの方々にも市の情報や魅力を広く伝えますために、フェイスブック等のSNSの活用はもとより、パブリシティを強化してまいります。また、スマートフォン等を活用した広報紙の電子書籍サービスや電子掲示板などの各種広報媒体を活用いたしまして、より効果的かつ戦略的な情報発信をしてまいります。

行政経営基盤の強化といたしましては、政策推進と広報戦略の機能強化を図りますために、市長の権限に属する新たな組織として政策推進室を設置しますとともに、来庁者の利便性向上を図りますために、収納課や移住定住相談室を1階に配置してまいります。

また、国県の実務研修や被災地等への派遣、各種の特別研修、OJTなどを通して職員の資質及び能力の向上に努めますほか、衛生委員会や職場安全会議による協議に基づきまして、ノー残業デーの徹底を図るなど、職場環境の向上を図ってまいります。

自主性、自立性の高い財政運営といたしましては、引き続き市税や各種使用料など徴収率の維持向上に努めますほか、債権管理の適正化と効率化を図りますために、徴収収納事務の一元化を進めてまいります。

また、PDCAマネジメントサイクルの充実、事務事業の整理合理化や予算編成との連携強化を図り、引き続き効率的かつ効果的な行財政の運営に努めてまいります。

加えて、昨年度策定いたしました公共施設等の総合管理計画の基本方針に基づき、施設ごとの方向性を取りまとめる公共施設等再配置計画を今年度中に策定をいたしまして、公共施設等の適正管理を図ってまいります。

以上、平成30年度の市政運営にかかわる基本的な考え方と当初予算の概要について申し上げます。

地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況にございますが、全力で取り組む所存でありますので、議員各位を初め、市民の皆様のより一層のご理解とご協力を重ねてお願いを申し上げます。施政方針といたします。

最後になりましたが、今定例会に提出いたしました議案は３７件でございます。条例の制定２件、条例の一部改正９件、関係条例の整理２件、新市建設計画の一部変更１件、公の施設にかかわる指定管理者の指定２件、市道路線の廃止及び認定各１件、茨城北農業共済事務組合規約の変更１件、平成２９年度補正予算８件、平成３０年度当初予算１０件でございます。

なお、会期中に市道路線の認定１件と人事案件３件を追加提案する予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長及び担当部長より説明させていただきますので、何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり承認可決、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○益子慎哉議長 説明は終わりました。

日程第３ 議案第１号ないし議案１９号

○益子慎哉議長 次、日程第３、議案第１号常陸太田市子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第２号常陸太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第３号常陸太田市行政組織条例の一部改正について、議案第４号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第５号常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、議案第６号常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について、議案第７号常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正について、議案第８号常陸太田市介護保険条例の一部改正について、議案第９号常陸太田市企業等立地促進条例の一部改正について、議案第１０号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第１１号常陸太田市火災予防条例の一部改正について、議案第１２号持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第１３号地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第１４号常陸太田市新市建設計画の一部変更について、議案第１５号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第１６号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第１７号常陸太田市道路線の廃止について、議案第１８号常陸太田市道路線の認定について、議案第１９号茨城北農業共済事務組合規約の変更について、以上１９件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、平成３０年第１回市議会定例会提出議案書をごらん願います。

１ページをお開き願います。議案第１号は、常陸太田市子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、子育てに関する諸施策を推進し、児童福祉向上に資するため、常陸太田市子育て支援施設を現在整備中でございますけれども、当施設の設置及び管理に関し必要な

事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

内容につきましては、お手元に配付をいたしましたA3横長の平成30年第1回市議会定例会議案第1号資料にてご説明させていただきます。

1、趣旨は、第1条及び第2条において、子育て支援に係る諸施策を推進し、児童福祉の向上に資するため、改修後の山吹運動公園親水広場休憩所を子育て支援施設として公の施設に位置づけ、設置及び管理に関し必要な事項を規定いたしました。

2、名称及び3、位置は、第2条において名称を常陸太田市子育て支援施設、位置を常陸太田市新宿町1番地としております。今後、市民の方々に親しまれる施設となるよう、愛称を募集、決定をまいります。

4、事業は、第3条でございますが、3つの事業を定めております。（1）児童及び保護者の相互交流に関すること、（2）情報提供、助言及びその他子育て支援に関すること、（3）その他児童福祉の推進に関することでございます。

5、施設は、第4条において、休憩室、遊戯室、多目的室の3つの施設を定めております。

6、開館時間及び、資料右側、7、休館日は、第6条において、市長が規則で定めるものとし、本条例施行規則第2条及び第3条により、それぞれ開館時間及び休館日をごらんのように定めております。

8、管理は、第5条において、本施設を指定管理者が管理することを可能とする旨を定めております。

9、損害賠償は、第7条において、故意、過失により使用者が施設、備品等に損害を与えた場合の賠償責任について定めております。

10、施行期日以降は附則でございます。附則第1項において、施行期日を公布の日から起算して3月を超えない範囲において、別の規則で定める日から施行すると規定し、本条例の施行日を施設の供用開始日とするものでございます。現在の予定では、4月中旬ごろを想定しております。

11、準備行為は、附則第2項において、管理者の指定などの準備行為を施行日より前に可能といたしました。

12、関係条例の改正は、附則第3項において、（1）暴力団等を排除する対象施設に本施設を加えるため、常陸太田市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を、附則第4項で、（2）都市公園である山吹運動公園内に本施設を設置するための改正で、常陸太田市都市公園条例の一部改正をそれぞれ改正するものでございます。

なお、2枚目以降に当施設の位置図、平面図、完成予想図を添付いたしましたので、後ほどごらんをお願いします。

議案第1号は以上でございます。

続きまして、議案書の6ページをお開き願います。議案第2号は、常陸太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてでございます。

内容につきましては、本条例は5章34条からなる長い条例となりますので、提案理由を含め

まして、お手元に配付いたしましたA3横長の平成30年第1回市議会定例会議案第2号資料にてご説明いたします。

初めに、1、法律の背景と地域包括ケアシステムの構築でございます。

①のところでございますが、段階の世代が75歳以上となる2025年には、要介護・要支援認定者や認知症高齢者が増加し、介護ニーズも増えることが予想されております。

このような背景を受け、矢印右側、②でございますが、国は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を平成26年6月25日に公布し、地域包括ケアシステムの構築を図ったところでございます。

2の提案理由でございますが、左側、経過といたしまして、平成25年6月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い、指定介護予防支援事業所、いわゆる要支援の方へのケアプランを作成する組織の指定に関する条例を平成26年12月の第5回市議会定例会においてご承認をいただいたところでございます。

続いて、右側の提案理由でございますが、今回の条例改正は、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布され、本年4月からその一部が施行され、指定居宅介護支援事業所に係る権限が都道府県から市町村に移譲されることになりましたので、今回、本条例の制定を行うものでございます。これによりまして、要支援・要介護双方の事業所の整備が条例化をされることになります。

なお、指定居宅介護支援事業所とは、米印1にありますように、介護サービスを利用する計画書やケアプランを作成し、保険者である市へ保険を請求することができる事業所のことでございます。

次に、囲みの下の米印2は、今回の新規制定にあわせまして、指定介護予防支援事業所に関する制度改正もございすけれども、こちらにつきましては、後ほど、議案第13号において上程するものでございます。

3、類型ですが、本条例には厚生労働省令で定める基準により従うべき基準と参酌する基準を定めております。

以上を踏まえまして、4、条例の概要でございます。本条例は、多岐にわたりますので、丸印のついた骨格となるべき条文についてご説明いたします。なお、括弧内でございますが、二重丸は従うべき基準を、黒丸は独自基準を、白丸は特に説明を要する項を示しております。

第1章は、総則でございます。第3条は、申請者の要件でございますが、第1項で、申請者は法人に限定するものでございます。さらに、独自基準として暴力団等排除の項を追加いたしました。

第2章は、事業実施における基本方針でございます。第4条において、4項目を規定しております。第1項は、指定居宅介護支援の事業は、利用者が自宅で日常生活を営むために必要な配慮を行う、第2項は、多様な事業者から総合的かつ効果的にサービスの提供を行うこと、第3項は、特定の種類や事業者に偏らないよう公正中立に行うこと、第4項は、市町村、地域包括支援センター、その他の介護保険施設等との連携を図ることを定めております。

第3章は、人員に関する基準でございます。まず、第5条は、従業者の人数を定めております。第1項は、指定居宅介護支援事業所は1人以上の常勤のケアマネジャーを置くこととし、第2項は、利用者が35人増すごとにケアマネジャーを1人追加することを定めております。

第6条は、管理者の規定でございます。第1項では、常勤の管理者を置くこと、第2項では、常勤の管理者は主任ケアマネジャーであること、第3項は、常勤の管理者は専らその業務に従事する者でなければならないことを定めております。

資料の右側でございます。第4章は、運営に関する基準でございます。第7条は、サービス計画の内容及び手続の説明及び同意の既定でございます。第1項は、支援の提供に際し重要事項の説明を利用者に対して行い同意を得ることを定めております。第2項は、利用者は複数の事業者等の紹介を求めることができること、第3項は、利用者の入院に際しケアマネジャーの氏名等を病院等に伝えることを規定しております。

第8条は、提供拒否の禁止でございます。事業者は、正当な理由がなく支援の提供を拒否してはならない旨の規定でございます。

少し飛びまして、第15条は、指定居宅介護支援の基本取り扱い方針でございます。第1項では、居宅介護支援は要介護状態の軽減または悪化防止のために行い、医療機関との連携に配慮するよう求めています。第2項は、提供する介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることを求めています。

第16条は、指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針でございます。具体的取り扱い方針は、30項目にわたり定めてございます。このうち、ごらんの7号から29号までの8項目が従うべき基準でございます。

少し飛ばしまして、第21条は運営規程でございます。第1号から第6号までの6項目にわたり規定しております。

少し飛ばしまして、第26条は秘密の保持でございます。第1項は守秘義務を、第3項は個人情報を用いる場合は書面で同意を得るよう規定をしております。

第30条は、事故発生時の対応でございます。第1項は、利用者が居宅や利用サービス事業所などで発生した事故の際の連絡、記録、賠償の規定を定めております。

第32条は、記録の整理でございます。第1項は、従業者、設備、会計に関する記録を義務づけております。また、第2項は、その保存年限を本市独自基準で5年といたしました。

第5章は、準用規定でございますので、省略させていただきます。

5、施行日でございますが、本条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。議案第2号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。24ページをお開き願います。議案第3号は、常陸太田市行政組織条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、政策の推進及び広報戦略の強化を図るため、新たに市長直轄の組織として政策推進室を設置することに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。恐れ入りますが、26ページをお開き

願います。

第1条は目的でございます。まず、現行の欄をごらん願います。これまでは部の設置と分掌事務を定めることを目的としておりましたが、右側、改正案でございますが、今回、市長の権限に属する事務を分掌させる組織として、部の外に組織を設けるため条文を改めるものでございます。

第2条は組織の設置でございますが、改正案本文の部の前に、市長直轄として政策推進室を追加いたしました。さらに、政策企画部を企画部に改めております。

恐れ入りますが、お配りいたしました平成30年第1回市議会定例会議案第3号資料、常陸太田市機構図をごらん願います。

上の囲みでございますが、これまで政策企画部の企画課調整係が政策の推進を担ってまいりましたが、事務が輻輳しておりますことから、下段、改正後におきまして、部の外に政策推進室を設け、市長直轄として政策全体の進行管理を行うものでございます。

政策推進室には、部局に属さない特命事案の調査推進に関する業務を行う政策推進課及び秘書業務を行う秘書課、さらに、市民の皆様の声をより早く市政に反映させていくために、これまでの情報政策課における広報広聴業務及び市民協働推進課の市民相談業務を移行した広報広聴課の3課を設置し、その総括役としての理事を配置する配置する予定でございます。

なお、政策推進の機能を政策推進室に移行することに伴い、政策企画部を企画部に改め、情報政策課は廃止し、同課の情報化推進業務は企画課に移行いたします。

恐れ入りますが、議案書26ページにお戻り願います。左側、改正案の第3条は、政策推進室の分掌事務でございます。第1号として政策の推進に関すること、第2号は秘書に関すること、第3号は広報広聴に関することを加えるものでございます。

第4条は部の分掌事務でございますが、政策企画部における政策推進機能と広報機能を政策推進室に移行することに伴い、現行の第3条中、第2号、政策企画部の分掌事務から、ア政策の推進に関すること及び次ページのオ広報広聴に関することを削除し、各号を繰り上げるものでございます。これらに伴い、第3号以降につきましては、各号を繰り下げるものでございます。

恐れ入りますが、25ページにお戻り願います。附則でございます。第1項は施行期日でございます。本条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。第2項及び第3項につきましては、政策企画部を企画部に改めるため、関連する常陸太田市総合計画審議会設置条例及び常陸太田市情報公開個人情報保護審査会設置条例を一括して改めるものでございます。

議案第3号は以上でございます。

続きまして、議案書の28ページをお開き願います。議案第4号は、常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、常陸太田市教育委員会職員の職名の見直しに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、29ページをごらん願います。本文の3行目でございますが、常陸太田市職員の給与に関する条例の別表第1、行政職給料表等級別基準職務表7級の項中、教育次長を教育部長に改めるものでございます。

附則でございますが、本条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

資料はございませんが、改正の背景でございますけれども、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、教育委員長と教育長が一体化され、教育長の職務代理はあらかじめ教育長の指名する教育委員が行うこととなりました。この改正に伴いまして、さる2月22日に開催された教育委員会定例会において、常陸太田市教育委員会職員の職名、規則の一部が改正され、教育委員会の事務方のトップとして教育次長を教育部長に改めたことによる本条例の改正でございます。

議案第4号は以上でございます。

続きまして、議案書の31ページをお開き願います。議案第5号は、常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」が平成29年7月31日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、本日お配りしてありますA3横長の平成30年第1回市議会定例会議案第5号資料にてご説明申し上げます。

資料左側をごらん願います。初めに、法改正の概要でございます。太字のところでございますが、従来の制度では、企業立地の促進等により地域における産業集積の形成及び活性化を目的としておりましたが、新しい制度では、地域の特性を生かしながら地域の事業所に経済効果を及ぼし地域経済を牽引する事業を行う者に対して支援する措置が講じられることとなりました。

また、改正後のところですが、法律の名称につきましても、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」、通称「地域未来投資促進法」に改正されたところがございます。

次に、本市の条例でございます。図1の現行をごらん願います。現行の常陸太田市固定資産税課税免除に関する条例では、①としまして、適用地域を常陸太田工業団地に限定し、適用業種を食料品製造業や飲料、飼料製造業など32の業種としております。

また、②としまして、金砂郷、水府、里美の適用地区におきましては、ただいまの32業種に加え、農林水産物等販売業及び下宿業を除く旅館業を適用業種とし、③としまして、適用地域及び適用業種につきましては、本市の産業の振興に特に寄与すると認められるものにつかましての特認を定めておりました。

改正後の図2をごらん願います。新しい条例では、まず適用地域を市内全域とするものでございます。これによりまして、廃校跡地やその他の未利用地、東部土地区画整理事業地ほか、企業誘致に弾みがつくものと思います。

課税免除の対象となる企業等につきましては、3つに区分いたしました。まず、1の国の定める承認地域経済牽引事業者でございますが、県の基本計画において地域の特性やその活用戦略に選定された分野に該当し、国または県の承認を受けたものとなります。茨城県では、左側Aの県全域基本計画で選定された8分野57業種、右側Bの県北地域基本計画で選定された5分野28

業種が対象となります。

2は、市長が企業そのものを認定するものでございます。これは、企業を県全域基本計画の中で選定された8分野57業種、県北地域基本計画で選定された5分野28業種に該当すると市長が認めるものとなります。

3は、市長が認める業種に該当する企業となります。規則において、企業が市と協議し、本市の産業の振興にふさわしいと市長が認めるものでございます。

4の固定資産の取得価格でございますが、常陸太田地区につきましては1億円を超えるもの、農林漁業及びその他関連業種につきましては5,000万円を超えるもの、金砂郷、水府、里美地区については2,700万円を超えるものとしたしました。

なお、資料の右側に参考といたしまして固定資産税の課税免除に関する条例の施行規則中取得価格に関する部分について抜粋してございますので、後ほどごらんお願いします。

恐れ入りますが、議案書の33ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。なお、経過措置の規定でございますが、この条例の施行の日前に改正前の常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の想定規定によりなされたものとみなすものでございます。

議案第5号は以上でございます。

続きまして、議案書の36ページをお開き願います。議案第6号は、常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年1月26日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

次ページから38ページにかけて改正する条例の内容、39ページから48ページにかけて新旧対照表がございますが、改正の範囲が多岐にわたりますので、お配りしてありますA3縦長の資料、平成30年第1回市議会定例会議案第6号資料によりご説明いたします。

今回の改正は3項目でございます。まず、上段の項目の1、別表3の項、設置の許可の審査、次に、中段の項目の2、別表15の項、設置の許可に係る完成検査前検査、下段の項目の3、別表17の項、保安検査に係るそれぞれの手数料でございます。

1の別表3の項の区分の欄、準特定屋外タンク貯蔵所から、下段の岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所まで、現行金額が改正案金額に改正になります。4万円から30万円の範囲の増額となります。

次に、2の別表15の項の区分の欄、基礎地盤検査から岩盤タンク検査までは、1万円から30万円までの範囲で増額となります。

3の別表17の項は、1万円から29万円の範囲で増額となります。

恐れ入りますが、議案書の38ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

なお、本市におきまして今回の改正により影響します屋外タンク貯蔵所は、現在のところ設置

されておりません。

議案第 6 号は以上でございます。

続きまして、議案書の 49 ページをお開き願います。議案第 7 号は、常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「被災者生活再建支援法」に基づく東日本大震災の被災者生活支援金制度の本市への適用が 1 年間延長されることに準じ、本市支援金制度を 1 年間延長するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、50 ページをお開き願います。本文の 3 行目でございますが、附則第 2 項中の執行日を平成 30 年 3 月 31 日から平成 31 年 3 月 31 日に改めるものでございます。これに伴い、当該制度は 8 年目を迎えることになります。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第 7 号は以上でございます。

続きまして、議案書の 52 ページをお開き願います。議案第 8 号は、常陸太田市介護保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「介護保険料率の見直し及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月 2 日に公布され、その一部が同年 7 月 1 日から施行されたこと等に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

恐れ入りますが、55 ページをお開き願います。左側、改正案第 5 条は、平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間の保険料を年額で定めるものでございます。

保険料の所得状況に応じた負担区分につきましては、現行どおり 9 段階でございます。中段にございます第 5 号の 6 万 3,500 円を標準年額といたしまして、第 1 号から第 4 号につきましては負担軽減をするものでございます。また、第 6 号から第 9 号につきましては、一定以上の所得がある方の負担が増となるものでございます。

第 2 項につきましては、第 1 号に相当する低所得者の保険料の定めでございますが、これまでと同様、公費投入により減額の強化を行うものでありまして、今回新たに明文化をするものでございます。

最下段の第 11 条は、文言の整理でございます。

56 ページをお開き願います。左側、改正案第 12 条は、保険料の徴収猶予でございます。今回、徴収猶予の条件を明確にするため、国の提示する介護保険条例参考例に倣い第 1 号から第 3 号までの文言を整理し、第 4 号では、干ばつや冷害等自然災害による理由で農業収入等が著しく減少した場合に保険料を猶予できること、第 5 号では、特別な理由がある場合には市長が認めることを新たに追加いたしました。

次に、第 13 条は保険料の減免の規定でございますが、これまでは第 12 条の徴収猶予の内容を引用する条文でございましたが、第 1 号から第 5 号までの条文を新たに追加し、減免の条件を明確にいたしました。

５８ページをお開き願います。左側、改正案第１７条につきましては、過料に関する条文でございますが、「介護保険法」の改正に伴い、市町村の質問調査権の対象者の範囲がこれまでは６５歳以上の第１号被保険者のみであったものが、４０歳以上６５歳未満の第２号被保険者まで拡大されたことを受け、その対象者を被保険者とするものでございます。

改正内容は以上でございます。

恐れ入りますが、５４ページにお戻り願います。附則でございます。第１項で、条例の施行期日を平成３０年４月１日とするものでございます。第２項で、保険料の適用の経過措置を定めてございます。

議案第８号は以上でございます。

続きまして、議案書の６０ページをお開き願います。議案第９号は、常陸太田市企業等立地促進条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」が平成２９年６月２日に公布され、同年７月３１日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、お配りいたしましたＡ３縦長の平成３０年第１回市議会定例会議案第９号資料によりご説明いたします。

改正になりますのは、第３条の奨励措置を受けるための要件でございます。第２号では、投下資本額を定めておりますが、現行では、立地の場合２億円以上、中小企業等にあつては１億円以上、拡大再投資の場合は１億円以上、同様に中小企業にあつては５,０００万円以上としておりますが、改正案では、立地及び拡大再投資において投下資本額が１億円、農林漁業及びその関連業種並びに拡大再投資する中小企業等にあつては５,０００万円を超えるものとするものでございます。

第５号は企業の事業内容でございます。現行では、資料中段の茨城県県北地域産業活性化基本計画に規定された①の電気・機械関連産業に係る業種から、④の運輸・物流関連産業に係る３２業種としておりますけれども、改正案では、これは先ほどの議案第５号と同様でございますが、資料下段左側の茨城県全域基本計画に規定される①の産業集積を活用した成長ものづくり分野から⑧の観光資源を活用した観光分野までの５７業種並びに資料右側、茨城県県北地域基本計画にございます①の産業の集積を活用した成長ものづくり分野から、⑤の観光資源を活用した観光分野までの２８業種とするものでございます。それぞれ奨励金を受けるための要件の範囲が拡大されるものとなります。

恐れ入りますが、議案書の６１ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。なお、経過措置の規定でございますが、本条例による改正後の常陸太田市企業等立地促進条例の規定は、本条例の施行の日以後に行われる奨励措置の適用の申請から適用し、本条例の施行前に現に奨励措置の適応を受けている申請については、なお従前の例とするものでございます。

議案第９号は以上でございます。

続きまして、議案書の６３ページをお開き願います。議案第１０号は、常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、市営住宅の一部の用途廃止に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

６４ページをお開き願います。本文３行目でございますが、市営住宅の一部を用途廃止したことにより、別表第１の稲木町団地１を１５から１４に、新宿町団地３を８から６に、合わせて３戸減するものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、市営住宅につきましては、今後も常陸太田市公共施設等総合管理計画に基づき適切に管理をしてまいります。

議案第１０号は以上でございます。

続きまして、議案書の６６ページをお開き願います。議案第１１号は、常陸太田市火災予防条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、違反対象物の公表について総務省消防庁から各自治体において公表制度を設けるための通知があったことに伴い、本市においても公表制度を設置するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、６７ページをごらん願います。本文４行目でございますが、防火対象物の消防用設備等の状況の公表として、第４７条の３を加えるものでございます。

第１号は、防火対象物の消防用設備等の状況が消防法令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができること、第２号は、公表する場合は、防火対象物の関係者にその旨を通知して行うこと、第３号は、公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は規則で定めることとするものでございます。

附則でございますが、公表制度の実施につきましては、利用者及び建物関係者へ十分な周知が必要があるため、公布から１年間の周知期間を設け、平成３１年４月１日から施行するものでございます。

なお、資料はございませんが、改正の背景といたしまして、火災事故の多発により多くの人命が奪われておりますことから、防火対象物の関係者に消防用設備等の適正な設置を促すため、公表制度を実施する運びとなったものでございます。

また、県内の多くの自治体におきましても、平成３１年４月１日からの一斉施行を予定しております。

議案第１１号は以上でございます。

続きまして、議案書の６９ページをお開き願います。議案第１２号は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございます。

内容につきましては、改正範囲が多岐にわたるため、本日お配りしたＡ３横長の平成３０年第１回市議会定例会議案第１２号資料にてご説明申し上げます。

ローマ数字のⅠは、法改正の背景でございます。左側の囲み１でございますが、「持続可能な社会保険制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が平成２５年１２月１３日に公布されました。中ほどの囲み２は、この法律の改正法でございまして、①医療保険制度の財政基盤の安定化、②保険料負担の公平の確保、③保険給付の適正化の３本の措置が講じられたところでございます。右側の囲み３でございますが、この改正法の内容が順次施行されることになり、本年４月１日からの施行となりますのが、①後期高齢者医療制度における住所地特例の取り扱い及び国民健康保険制度の県単位化が今回の条例改正の背景でございます。これを受けまして、条例の一部改正を行うものでございます。

ローマ数字のⅡは、今回の改正法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例において一部改正を行う市条例でございます。

第１条関係として、１、常陸太田市後期高齢者医療に関する条例、第２条関係として、２、常陸太田市国民健康保険条例、第３条関係として、３、常陸太田市国民健康保険税条例を改正するものでございます。

ローマ数字のⅢは、条例の改正内容でございます。１は、常陸太田市後期高齢者医療に関する条例でございます。これは、施設の入所者の住所地に係る取り扱いでございます。図の下の大字にございますように、施設入所のために転出する場合、転出しても引き続き従前の国民健康保険に加入することで施設所在自治体の財政負担が過大になることを防ぐための特例でございます。

まず、左側の図１、現行でございますが、現行では、常陸太田市に居住している国民健康保険被保険者が県外の施設に入所するため転出した場合、住所地特例として常陸太田市の被保険者として継続し、その方が７５歳となった時点では、県外の後期高齢医療制度へ加入することとなっております。

改正後におきましては、右側の図２にありますように、７５歳で後期高齢者医療制度に加入する場合におきましても、住所地特例を引き継ぎ、茨城県の後期高齢者医療制度への加入に変更になるものでございます。

２は、常陸太田市国民健康保険条例でございます。国民健康保険制度が県単位になることに伴う所要の改正でございます。

左側の図３、現行の欄をごらん願います。現行では、市が国民健康保険事業全般を担い、市の国民健康保険として運営し、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する場として、国民健康保険運営協議会が設置されております。

改正後においては、右側の図４にありますように、保険者が県単位となるため、国保の事務が県と市に分割されますことから、条例におきましては、市が行う国民健康保険の事務として位置づけ、また、運営協議会におきましても、県にも運営協議会が設置されますことから、条例におきましては、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会とするものでございます。

続きまして、３は、常陸太田市国民健康保険税条例でございます。これは、図の下、②のところでございますが、国保の県単位化に伴い、県が国民健康保険事業の財政運営の主体となりますことから、国保税の算定方法を改正するものでございます。

左側、図5、現行の欄をごらん願います。現行では、市の国民健康保険に要する費用として国保税を算定しておりますが、改正後においては、右側の図6にありますように、県への納付金に要する費用として、それぞれ目的ごとに算定することとなるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の72ページにお戻り願います。附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

議案第12号は以上でございます。

続きまして、議案書の79ページをお開き願います。議案第13号は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございます。

提案理由も含めまして、本日お配りしてありますA3横長の平成30年第1回市議会定例会議案13号資料にてご説明いたします。

1は提案理由でございます。法律のところですけれども、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月2日に公布され、本年4月1日から施行されることとなっております。

この法律は、支援を必要とする子どもから高齢者及び障害者が地域社会の中でともに生活をしていくという理念、いわゆる地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等を図ることを目的としております。

中央から右への矢印でございますが、この手段として、障害者と高齢者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスが創設されたところでございます。

次に、上の囲みから下向きの矢印でございますが、この法律の施行のために指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、厚生省令第4号でございますが、平成30年1月18日に公布されましたけれども、この省令を受け、今回の条例改正を行うものでございます。

本条例に係る①の第1条関係は、常陸太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正と、②第2条関係の常陸太田市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部改正の2つの条例の整理に関する条例を制定するものでございます。

なお、①の第1条関係は、囲みの中の米印でございますが、先ほどの議案第2号において上程をいたしました常陸太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例との整合性を図るものでございます。

下段の2、条例の説明でございます。第1条は、中段下の囲みをごらん願います。第1章は、基本方針でございます。

第2条は、第4項におきまして、指定介護予防支援事業者は事業の運営に当たり指定特定相談支援事業者との連携に努めることを追加いたしました。

第3条の第2項は、事業者の指定でございます。従来は、指定介護予防支援事業者について、公共施設の暴力団等排除条例を適用しておりましたが、議案第2号により、今回は一般の暴力団

排除条例を適用するものでございます。

第3章は、運営に関する基準でございます。第6条、内容及び手続の説明並びに同意の第2項及び第3項は、新規追加の条文でございます。第2項につきましては、利用者は複数の事業者等の紹介を求めることができることを追加規定するものでございます。第3項は、医療と介護の連携促進の規定で、利用者の入院に際し、ケアマネジャーの氏名等を病院等に伝えることを規定しております。

第32条は、指定介護予防支援の具体的取り扱い方針で、次の3項を新たに加えるものでございます。第9号は、サービス担当者会議について定めたもので、会議の参加者については、利用者とその家族の参加を基本とすることを追加しております。第14号の2につきましては、利用者の服薬状況、口腔機能、心身または生活の状況などの情報を利用者の同意を得て主治医に提供することなどを追加するものでございます。第21号の2につきましては、主治医等から意見を求めて作成した介護予防サービス計画を主治医等に交付することを義務づけるものでございます。

右側、第2条関係は、常陸太田指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部改正でございます。

第1条は趣旨で、共生型地域密着型サービス事業者の特例を定めるもので、障害福祉制度における地域密着型サービスを提供する事業所としての指定を受けている場合は、共生型地域密着型サービスの指定を受けることができるため、その基準を定めたものでございます。

次に、第2条は定義でございますが、第3号として、第1条に規定する基準を満たした場合は、高齢者サービスと障害者サービス等の複数のサービスを同一の事業所で行う共生型地域密着型サービスの定義を新たに追加するものでございます。

第4条は指定地域密着型サービス事業の申請者の資格でございますが、第2項及び第3項で、本条例に定める申請者の資格に暴力団排除に関する規定を今回新たに追加するものでございます。施行日といたしまして、本条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

議案第13号は以上でございます。

続きまして、恐れ入りますが、別冊縦長の議案書、平成30年第1回常陸太田市議会定例会提出議案書をごらん願います。新市建設計画のものでございます。

1ページをお開き願います。議案第14号は、常陸太田市新市建設計画の一部変更についてでございます。

提案理由でございますが、日立笠間線（トンネル整備含む）の整備事業を実施するに当たり、合併特例債を有効に活用できる環境を整えるため、新市建設計画の一部を変更するものでございます。

恐れ入りますが、変更内容につきましては、お配りしました平成30年第1回市議会定例会議案第14号資料にてご説明いたします。

1、計画変更の目的でございますが、本市において日立笠間線（トンネル整備含む）の整備事業を実施するに当たり、その財源として合併特例債を有効に活用できるよう、本事業を新市建設計画に追加するため、新市建設計画の一部変更を行うものでございます。

2、主な変更内容でございますが、（１）具体的施策の変更につきましては、第６章、建設の根幹となるべき事業の２、分野別施策、（５）利便性が高く快適で美しいまちをつくるにおける具体的施策の施策名、道路におきまして、市の事業に市道０１３９号線の整備（トンネル整備含む）を追加いたしますとともに、下段でございますが、県事業の施策名、道路において、主要地方道日立笠間線整備促進（トンネル整備含む）を主要地方道日立笠間線整備促進に変更し、当該事業を県事業から市の事業へ変更するものでございます。

続きまして、（２）財政計画の変更でございますが、各数値において平成２６年度から平成２８年までの数値を決算額に変更いたしますとともに、日立笠間線（トンネル整備含む）の整備事業を追加することに対応した財政計画の変更を行うものでございます。

最後に、（３）その他の軽微な変更でございますが、平成２７年度に実施されました国勢調査に伴う統計データにより時点修正を行いますとともに、最小限の範囲で一部文言等の修正等を行うものでございます。

変更内容の詳細につきましては、恐れ入りますが、別冊議案書に添付しております常陸太田市新市建設計画の本編において変更箇所の下線を引いてございますので、後ほどごらんをお願いします。

議案第１４号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。８８ページをお開き願います。議案第１５号及び次ページの議案第１６号は、常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

両議案の提案理由でございますが、「地方自治法」第２４４条の２第６項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、お配りいたしました平成３０年第１回市議会定例会議案第１５号、１６号資料により一括してご説明させていただきます。

まず、経緯でございますが、一般財団法人里美ふるさと振興公社におきましては、昨年度策定した経営健全化計画に基づき事業を実施しているところでございますが、入湯税の未申告や利用者の減少等により、計画と現状の収支におきまして若干の乖離が生じたところでございます。市におきましては、指定管理施設の健全な運営と公社の健全な経営を目的に、経営健全化検討委員会を再設置し、市の支援等の新たな対応策を加え、収支計画を見直した上で、今回、指定管理者の指定の議案を上程したものでございます。

指定管理を行う施設につきましては、議案第１５号における里美斎場、議案第１６号における里美カントリー牧場、里美温泉保養センター、総合交流ターミナルの４施設でございます。それぞれの施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づきまして、一般財団法人里美ふるさと振興公社を指定管理予定者とするものでございます。

指定期間でございますが、本来であれば施設の維持管理とソフト事業を一体的に行う施設のため、５年間の指定とする施設ではございますが、経営状況重視の観点から、おおむね５カ年間を目途とし、昨年同様１年ごとに見直しを図るため、平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの１年間とするものでございます。

議案第15号、議案第16号は以上でございます。

続きまして、恐れ入りますが、別冊縦長の平成30年第1回常陸太田市議会定例会提出議案をごらん願います。市道関係の議案書でございます。市道関係の2議案でございます。

1ページをお開き願います。議案第17号は、常陸太田市道路線の廃止についてでございます。

現在認定しております市道において、認定基準に達していない路線を廃止をするため、「道路法」第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

2ページをお開き願います。今回提案させていただきました市道2108号線から、5ページの一番下でございます、里8の9106号線までの55路線につきましては、平成4年6月に制定いたしました常陸太田市道路認定基準要綱第2条の認定基準である幅員1.5メートル以上に該当しない路線でございます。

今回の上程に当たりましては、各路線について詳細な現地調査を実施し、延長が比較的短く、その利用状況につきましても、山林や農地の出入り口であるなど一般の交通の用に供していない道路であり、また、市街化区域等の道路でありましても、沿道に家屋が存在しないことなどを確認しております。

なお、今回廃止する路線につきましては、法定外道路として引き続き市が管理を行ってまいります。

6ページから68ページにつきましては、廃止する市道路線の位置図と廃止図を添付してございますので、後ほどごらんおき願います。

議案第17号は以上でございます。

続きまして、同議案書の69ページをお開き願います。議案第18号は、常陸太田市道路線の認定についてでございます。

平成30年度より、道路整備を計画しております市道の認定について、「道路法」第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

70ページをお開き願います。市道1393号線につきましては、現在事業化が進められております小目町地内の圃場整備と合わせて創設されるふるさと農道、日立市大和田町地内の国道293号まで延伸するため、日立市との行政界までを新たに認定を行うものでございます。

市道6400号線につきましては、これまで私道路で通行が制限されておりましたが、生涯学習センター等へのアクセス道路としての利用の期待が高く、このたび地元町会及び土地所有者から協力が得られましたことから、市道として整備を図りたく、新たに認定を行うものでございます。

71ページから74ページにかけまして、認定する市道路線の認定位置図及び認定図を添付してございますので、後ほどごらんおき願います。

議案第18号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書の本編にお戻り願います。90ページをお開き願います。議案第19号は、茨城北農業共済事務組合規約の変更についてでございます。

本文でございますが、「地方自治法」第286条第1項の規定に基づき、茨城北農業共済事務

組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由でございますが、「農業災害補償法の一部を改正する法律」が平成30年4月1日から施行されることに伴い、共同処理する事務に全国連合会から委託を受けて行う農業経営収入保険事業に関する事務が追加されることから、本規約を変更するものでございます。

恐れ入りますが、91ページをお開き願います。茨城北農業共済事務組合規定の一部を次のように変更するものでございます。

本文3行目でございますが、第3条中、「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同条に2つの号を加えるものでございます。1号は農業共済事業に関する事務、2号は法第188条第1項の規定により全国連合会から委託を受けて行う農業経営収入保険事業に関する事務を加えるものでございます。

私からの議案説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○益子慎哉議長 説明は終わりました。

日程第4 議案第20号ないし議案第27号

○益子慎哉議長 次に、日程第4、議案第20号平成29年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）について、議案第21号平成29年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第22号平成29年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、議案第23号平成29年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第24号平成29年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第25号平成29年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第26号平成29年度常陸太田市個別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第27号平成29年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、以上8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、別冊横長の議案書平成30年第1回常陸太田市議会定例会補正予算書をごらん願います。

1枚おめくり願います。議案第20号は、平成29年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億6,657万8,000円を減額し、総額を236億4,582万2,000円とするものでございます。第2条で繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を行っております。主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、11ページをお開き願います。歳入でございます。

2段目の13款1項5目商工使用料の補正につきましては、竜神大吊り橋渡橋料について、当

初見込みより減収となりましたことから、619万9,000円を減額するものでございます。

中段の14款1項1目民生費国庫負担金でございますが、3節児童福祉費負担金のうち、右側説明の欄1行目、施設型給付費負担金の補正につきましては、歳出予算の増額に伴い、1,292万2,000円を追加するものでございます。

下段の14款2項4目土木費国庫補助金の補正につきましては、補助額の確定により、合わせて5,288万8,000円を減額するものでございます。

12ページをお開き願います。上段の6目教育費補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします太田小学校の大規模改修事業の財源といたしまして4,655万7,000円を追加するものでございます。

8目災害復旧費国庫補助金でございますが、昨年7月の集中豪雨による災害復旧事業の補助金の確定により565万3,000円を減額するものでございます。

中段から13ページにかけての15款県支出金の補正につきましては、歳出予算の増減や補助金等の確定によるものでございます。

13ページをごらん願います。3段目の17款1項2目総務費寄附金につきましては、ふるさと常陸太田寄附金が当初見込んでいた金額に達しませんでしたことから、2,000万円を減額するものでございます。

18款2項5目水府地区観光施設管理基金繰入金の補正でございますが、水府地区の観光施設整備費の財源としまして1,747万8,000円を追加するものでございます。

14ページをお開き願います。3段目の20款4項3目雑入のうち、右側説明の欄2行目のスポーツ振興くじ助成金につきましては、国体会場として使用される白羽スポーツ広場野球場の改修工事に対する助成金の確定によりまして、2,000万円を追加するものでございます。

21款1項市債でございますが、6目過疎対策事業債のうち、右側説明の欄4行目の認定こども園整備事業債の補正につきましては、歳出予算の財源としまして630万円を追加するものでございます。

9目教育債の補正につきましては、歳出予算で補正をいたします太田小学校の大規模改修事業の財源としまして9,210万円を追加するものでございます。

その他、市債の補正でございますが、市債対象事業費の確定により減額するものでございます。

15ページからは歳出でございますが、今回の補正予算につきましては、各事業の内容、数量等の確定あるいは契約差金などが主な内容でございますので、大きく増減するものを中心にご説明いたします。

16ページをお開き願います。款項目の記載はございませんが、上段は2款1項1目一般管理費でございます。21節貸付金の補正につきましては、里美ふるさと振興公社に対し、経営の健全化と安定化を図るための資金として4,000万円を追加するものでございます。

3目財政管理費の25節積立金の補正につきましては、将来の地方債償還財源といたしまして減債基金に3億6,438万2,000円の積み立てを行うものでございます。

5目財産管理費の補正につきましては、本庁舎長寿命化改修工事の発注段階における内容の精

査及び入札差金により１億５７９万３,０００円を減額するものでございます。

恐れ入りますが、１８ページをお開き願います。１４目交通対策費の補正につきましては、バス路線維持に係る補助金に不足を生じましたことから、４８０万５,０００円を追加するものでございます。

１９ページをごらん願います。上段は目の記載はございませんが、１６目諸費でございます。２３節償還金利子及び割引料４,９６５万２,０００円の補正につきましては、臨時福祉給付金及び子ども子育て支援交付金の過年度分の清算金として追加するものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして２２ページをお開き願います。３款２項３目児童措置費の１９節負担金補助及び交付金のうち、右側説明の欄２行目の施設型給付費の補正につきましては、民間保育園を利用する園児数の増加により３,２８４万円を追加するものでございます。同じく３行目の地域型保育給付費の補正につきましては、小規模保育園を利用する園児数が予定数に達しなかったことから、１,９２４万６,０００円を減額するものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして２６ページをお開き願います。款項の記載はございませんが、５款１項農業費でございます。５目農地費の１９節負担金補助及び交付金の補正につきましては、県等の事業費の確定によりまして、合わせまして３,１８４万８,０００円を減額するものでございます。

恐れ入りますが、２８ページをお開き願います。款項の記載はございませんが、上段は６款１項商工費でございます。４目観光費の１５節工事請負費の補正につきましては、当初、里美温泉保養センターにおける浄化槽交換工事を予定しておりましたが、新年度に実施を予定しております施設改修工事とあわせて発注することとしたため、２,２６７万４,０００円を減額するものでございます。

下段の７款２項３目道路新設改良費の補正につきましては、用地交渉が難航したものや、国の交付金の額の確定等により、合わせまして１億２,５８０万円を減額するものでございます。

２９ページをごらん願います。下段の７款４項１目都市計画総務費の１３節委託料のうち、右側説明の欄、上から２行目の新市街地開発促進業務委託料の補正につきましては、国との協議などにより、都市計画変更手続や事業認可手続が翌年度にずれ込みますことから、１,７５５万円を減額するものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして、３１ページをお開き願います。３段目の９款２項１目学校管理費の１５節工事請負費の補正につきましては、国の補正予算の成立により、太田小学校の大規模改修事業が国庫補助金の対象事業として追加交付されることに伴い、屋上防水、壁や床の内部改修等に係る費用として１億３,８７５万１,０００円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして３５ページをお開き願います。下段の１１款公債費の補正でございますが、平成２８年度債の借り入れが終了し、支払額が確定しましたことから、２目利子を１,４９５万６,０００円減額するものでございます。

恐れ入りますが、６ページにお戻り願います。６ページでございます。第２表繰越明許費補正でございます。国の補正予算に基づくもの、関係機関との調整に日時を要したものなど合計９事

業をそれぞれの金額において翌年度に繰り越すものでございます。

7ページをごらん願います。第3表債務負担行為補正でございます。里美温泉保養センターほか指定管理業務につきましては、新年度4月当初からの業務開始に当たり、平成29年度中に契約事務を進める必要があるため、限度額の範囲において債務の負担を行うものでございます。

8ページをお開き願います。第4表地方債補正でございます。1の追加でございますが、小学校大規模改修事業費9,210万円は、歳出予算の財源としまして追加するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては表記のとおりでございます。後ほどごらんをお願いします。

2の変更でございますが、記載対象事業費の確定により変更するものでございますが、これにより限度額合計を左側の21億3,600万円から、右側の13億3,010万円に減額するものでございます。

議案第20号は以上でございます。

続きまして、議案第21号は、平成29年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億3,954万1,000円を減額し、総額を68億9,868万4,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

3款1項1目療養給付費等負担金及び2段目の3款2項1目財政調整交付金、1つ飛びまして、4段目の6款1項1目財政調整交付金につきましては、今回の歳出補正予算の増額補正に伴いまして、国県負担分を増額するものでございます。

上段に戻りまして、3款1項2目高額医療費共同事業負担金及び3段目の6款1項1目高額医療費共同事業負担金につきましては、今回の補正予算の減額補正に伴いまして、国県の負担分をそれぞれ減額するものでございます。

下から2段目、7款1項1目高額医療費共同事業交付金、同款同項2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、それぞれの医療給付費の増減により、合わせまして1億3,274万2,000円を減額いたしました。

最下段の9款繰入金につきましては、国の負担金等の額の確定に伴い減額するものでございます。

7ページをごらん願います。同款2項1目支払準備基金繰入金につきましては、歳入歳出の予算調整による減額でございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費及び同款同項3目の一般保険者療養費につきましては、保険給付費の増額に伴い、合わせまして5,594万4,000円を増額するものでございます。

2段目の同款2項1目一般保険者高額療養費につきましても、同様により873万2,000円を増額するものでございます。

最下段の7款共同事業拠出金につきましては、国保連合会への拠出金の額の確定に伴い、合わせまして2億421万7,000円を減額するものでございます。

議案第21号は以上でございます。

続きまして、議案第22号は、平成29年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,274万3,000円を追加し、総額を6億7,362万2,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書にてご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、保険料収納額の増に伴う増額でございます。

5款諸収入につきましては、歳出における保険料還付金について、後期高齢者医療広域連合から交付されるものでございます。

7ページをごらん願います。歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入における保険料収納額の増に伴い、2,257万6,000円を増額するものでございます。

3款1項償還金及び還付加算金につきましては、国における保険料軽減判定の誤りにより還付となる保険料の支払いに充てるものでございます。

議案第22号は以上でございます。

続きまして、議案第23号は、平成29年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億7,798万1,000円を減額し、総額を57億8,091万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

3款1項国庫負担金から、7ページ1段目の5款3項2目地域支援事業交付金（総合事業）までの10項目につきましては、介護給付費及び介護予防に係る地域支援事業費並びに災害臨時特例補助金の減額に伴います国県支出金と合わせまして1億9,735万6,000円の減額補正でございます。

2段目の6款1項1目利子及び配当金につきましては、支払準備基金積立金利子の確定により26万2,000円を計上するものでございます。

3段目の7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、地域支援事業費等の算出見込額が減額となりますことから、7款全体で3,752万8,000円を減額補正するものでございます。

同款2項1目支払準備基金繰入金は、介護保険特別会計の歳入額と歳出額を同額に調整するための科目でございますが、今回の補正により基金の取り崩しを行う必要がないため、その全額を減額するものでございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。

2款1項介護サービス等諸費から、1枚おめくりいただきまして、10ページ、2段目の同款6項特定入所者介護サービス等費までにつきましては、12月までの各サービスの実績から、今後3月末までに見込まれる費用を推計し、2款全体で2億5,586万9,000円を減額するものでございます。

次に、3款1項高額介護サービス費貸付金につきましては、該当がありませんでしたので、減額するものでございます。

最下段、4款1項包括的支援事業任意事業費の次ページ、13節委託料の962万4,000円の減額につきましては、右側説明の欄1行目、包括的支援事業委託料、これは地域包括支援センターの職員の増員分を当初予算に計上しておりましたが、年度当初からの採用に至らなかったため、今回782万4,000円を減額するものでございます。

また、2行目の生活支援コーディネーター委託料につきましても、2名配置を予定してございましたが、1名の配置にとどめましたことから、今回減額補正をするものでございます。

2段目、4款2項1目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、今年度より開始されました要支援の方の訪問型サービスと通所型サービスに係る費用の実績見込みが当初予算額を下回ることから、合わせまして2,647万8,000円を減額するものでございます。

3段目、6款1項1目支払準備基金積立金につきましては、利子の増額及び保険給付費の減額補正に伴い、65歳以上の第1号被保険者の保険料の余剰額を積み立てるものでございます。

最下段、8款の諸支出金につきましては、所得の更正などにより保険料が減額となった方への還付金でございますが、実績見込みを勘案して減額補正するものでございます。

議案第23号は以上でございます。

続きまして、議案第24号は、平成29年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,481万円を減額し、総額を12億2,963万5,000円とするものでございます。第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、8ページをお開き願います。歳入でございます。

6款1項1目一般会計繰入金の補正につきましては、工事請負費及び委託料の入札差金等により、歳出予算が減額となったため、3,759万1,000円を減額するものでございます。

7款1項1目繰越金の補正につきましては、前年度繰越金の確定により、2,398万1,000円を追加するものでございます。

9款1項市債の補正につきましては、委託料及び工事請負費における入札差金により、1目下水道事業債、2目過疎対策事業債合わせまして1,120万円の減額を行うものでございます。

9ページをごらん願います。歳出でございます。

1款1項1目公共下水道費のうち、13節委託料は、入札差金等により76万円、22節補償

補填及び賠償金は、工事に伴う水道管の移設工事が回避できたことにより１００万円など、合わせまして２４９万円を減額するものでございます。

２目流域下水道費の補正につきましては、右側の説明の欄にございますように、那珂久慈流域下水道の建設工事は県の実施する事業費の減によるもの、維持管理費は流域下水道への流入汚水量の減など、合わせまして３２５万円を減額するものでございます。

３目特管下水道費の補正につきましては、入札差金等により、１３節委託料３１０万円、１５節工事請負費１,０００万円、２２節補償補填及び賠償金は、工事に伴う水道管の移設工事が回避できたことにより４００万円など、合わせまして１,７６０万円を減額するものでございます。

２款公債費の補正につきましては、償還利子の確定により１４７万円を減額するものでございます。

恐れ入りますが、４ページにお戻り願います。第２表繰越明許費でございます。１段目、公共下水道事業については、関係機関との協議に日時を要したことにより、１,５１４万６,０００円、２段目の那珂久慈流域下水道建設工事負担金については、県からの通知により７００万２,０００円を繰り越すものでございます。

５ページをごらん願います。第３表地方債補正でございます。記載の４事業につきまして、限度額合計を左側、２億１,０４０万円から、右側１億９,９２０万円に減額するものでございます。

議案第２４号は以上でございます。

続きまして、議案第２５号は、平成２９年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）でございます。

１ページをお開き願います。第１条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ６６９万１,０００円を減額し、総額を３億３,３５３万８,０００円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、６ページをお開き願います。歳入でございます。

４款１項１目一般会計繰入金の補正につきましては、歳出予算の減により、２,３０２万９,０００円を減額するものでございます。

５款１項１目繰越金の補正でございますが、前年度繰越金の確定により１,６３３万８,０００円を追加するものでございます。

７ページをごらん願います。歳出でございます。

１款１項１目総務管理費のうち、１１節需用費は、里美南部処理場に隣接する市有地に設置した太陽光発電による電気料の経費削減により光熱水費を１１４万円、１３節委託料の３１０万円並びに１５節工事請負費の１５０万円は入札差金による減額、２７節公課費は、消費税納付額の確定に伴い９４万円など、合わせまして６６８万円を減額するものでございます。

議案第２５号は以上でございます。

続きまして、議案第２６号は、平成２９年度常陸太田市個別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

１ページをお開き願います。第１条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ５,４７８万６,０００

円を減額し、総額を1億6,620万円とするものでございます。第2条で、地方債の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、7ページをお開き願います。歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1つ飛びまして4款繰入金、1つ飛びまして7款市債の減額につきましては、いずれも浄化槽設置基数の減に伴うものでございます。

2段目に戻りまして、3款国庫支出金の補正は、国の交付金の額が確定したことにより、189万円を追加するものでございます。

1つ飛びまして、5款繰越金の補正でございますが、前年度繰越金の確定により478万8,000円を追加するものでございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。

1款1項1目個別合併処理浄化槽設置整備事業費の13節委託料のうち、右側説明の欄1行目、施設保守点検委託料480万円の減額は入札差金によるもの、2行目、浄化槽清掃委託料500万円の減額は、汚泥処分の単価契約により、1リットル当たりの単価が大幅に減額されたことによるものでございます。15節工事請負費4,100万円の減につきましては、100基予定した浄化槽設置基数が65基にとどまったことなど、合わせまして5,433万1,000円を減額するものでございます。

2款公債費の補正につきましては、償還利子の確定により45万5,000円を減額するものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻り願います。第2表地方債補正でございます。起債の事業につきまして、限度額を左側1億1,670万円から、右側7,560万円に減額するものでございます。

議案第26号は以上でございます。

続きまして、議案第27号は、平成29年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,681万2,000円を減額し、総額を2億9,696万5,000円とするものでございます。第2条で、地方債の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、7ページをお開き願います。歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、各事業の確定により127万1,000円を減額するものでございます。

4款1項1目繰越金は、前年度繰越金の確定により312万6,000円を追加するものでございます。

5款2項1目雑入の減につきましては、県道改良工事の変更に伴う工事保障費の減、消火栓修繕工事の確定による負担金の減、合わせまして116万7,000円を減額するものでございます。

6 款 1 項 1 目簡易水道事業債，同項 2 目過疎対策事業債につきましては，それぞれの事業費減に伴う市債の確定により，合わせまして 1,750 万円を減額としました。

8 ページをお開き願います。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費の減につきましては，13 節委託料から 27 節公課費まで，入札差金及び竜神ダムの負担金確定，消費税及び地方消費税の確定に伴い，合わせまして 148 万 3,000 円を減額するものでございます。

1 款 2 項 1 目維持修繕費 421 万 9,000 円の減につきましては，委託料，工事請負費における入札差金により減額するものでございます。

1 款 3 項 1 目配管費 15 節工事請負費 1,028 万円の減につきましては，入札差金，県道日立山方線東染地内の改良工事が繰り越しとなったことに伴い減額するものでございます。

2 款 1 項 2 目利子 83 万円の減につきましては，償還利子の確定により減額するものでございます。

恐れ入りますが，4 ページにお戻り願います。第 2 表地方債補正でございます。起債の 2 事業につきまして，限度額合計を左側 7,660 万円から，右側 5,910 万円に減額するものでございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

○益子慎哉議長 説明は終わりました。

なお，午前の会議はこの程度にとどめ，午後 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 17 分休憩

午後 1 時再開

○益子慎哉議長 休憩前に引き続き，会議を開きます。

日程第 5 議案第 28 号ないし議案第 37 号

○益子慎哉議長 次，日程第 5，議案第 28 号平成 30 年度常陸太田市一般会計予算について，議案第 29 号平成 30 年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について，議案第 30 号平成 30 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について，議案第 31 号平成 30 年度常陸太田市介護保険特別会計予算について，議案第 32 号平成 30 年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について，議案第 33 号平成 30 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について，議案第 34 号平成 30 年度常陸太田市個別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について，議案第 35 号平成 30 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について，議案第 36 号平成 30 年度常陸太田市水道事業会計予算について，議案第 37 号平成 30 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について，以上 10 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 議案第28号から議案第35号までの8件につきまして、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

平成30年度常陸太田市予算書をごらん願います。

2枚おめくり願います。議案第28号は、平成30年度常陸太田市一般会計予算でございます。

1枚おめくり願います。3ページでございます。第1条で、歳入歳出予算の総額を236億2,600万円とするものでございます。第2条で債務負担行為、第3条で地方債、第4条で一時借入金の借入れ最高額を20億円と定めております。第5条は、歳出予算の流用を定めております。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、15ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目市民税個人につきましては、23億3,914万2,000円といたしました。給与所得の増加により、増額の見込みとしたものでございます。

下段の2款1項固定資産税につきましては、20億4,905万9,000円といたしました。土地、家屋の評価がえに伴い、前年度と比較し減額を見込んだものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして18ページをお開き願います。2段目の2款地方譲与税から、19ページ中段の9款地方特別交付金までにつきましては、地方財政計画における収入見込みや前年度の実績等を勘案し計上いたしました。

同じく19ページ、下から2段目、10款地方交付税につきましては、81億4,000万円といたしました。地方財政計画における減額計上や普通交付税における合併算定がえの縮減等を勘案し、右側説明の欄でございますが、普通交付税71億8,000万円、特別交付税9億6,000万円としたものでございます。

20ページをお開き願います。12款1項負担金でございますが、2目2節児童福祉費負担金の右側説明の欄2行目、保育施設等利用者負担金7,707万3,000円につきましては、子育て世代の負担軽減を図るため、引き続き保育園の保育料をおおむね半額程度として計上したものでございます。

恐れ入りますが、23ページをお開き願います。中段の14款1項1目3節児童福祉負担金のうち、右側説明の欄1行目の施設型給付費負担金につきましては、民間保育園に入所する園児の増加に伴い、前年度より増額の1億4,124万2,000円といたしました。

24ページをお開き願います。上段の4目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金3億8,514万4,000円につきましては、日立笠間線、仮称市道0139号線や新宿天神林線などの幹線道路の整備及び橋梁の長寿命化事業の財源として計上したものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして28ページをお開き願います。下段の16款1項1目財産貸付収入につきましては、商工会や農業協同組合、民間事業者等からの普通財産貸付料など、合わせまして5,036万1,000円を計上したものでございます。

29ページをごらん願います。3段目の17款寄附金でございますが、2目総務費寄附金は、ふるさと常陸太田寄附金として3,000万円を計上いたしました。

30ページをお開き願います。2段目の18款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、

前年度より6億9,600万円増の15億3,600万円といたしました。

3段目の19款繰越金でございますが、前年度と同額の2億5,000万円を計上いたしました。

31ページをごらん願います。20款4項3目雑入でございます。2節の学校給食費徴収金1億1,344万8,000円につきましては、子育て世代の負担軽減を図るため、引き続き市立幼稚園、市立小学校及び中学校の給食につきまして、本来の額の半額分を計上したものでございます。

恐れ入りますが、33ページをお開き願います。下段の21款市債でございますが、右側説明の欄の各種事業を行うため、合計20億9,110万円を計上いたしました。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして42ページをお開き願います。款項の記載はございませんが、2款1項総務管理費でございます。5目財産管理費でございますが、下段の13節委託料のうち、次の43ページ、同節右側説明の欄5行目の庁舎長寿命化改修工事実施設計業務委託料978万5,000円、15節工事請負費のうち、右側説明の欄、設備等改修工事4,943万7,000円については、庁舎長寿命化計画をもとに実施するトイレ及び給排水設備の改修や排煙機交換等の費用として計上いたしました。

同じく15節工事請負費の施設改修工事につきましては、閉校となる山田小学校の2階及び3階部分を文書保存室に改修する費用として1,371万6,000円を計上いたしました。

恐れ入りますが、大きく飛びまして51ページをお開き願います。上段は、目の記載はございませんが、13目地域振興費でございます。19節負担金補助及び交付金の右側説明の欄3行目のフォレストリゾート推進協議会補助金は、地方創生推進交付金を活用し、地域型観光の推進と交流人口の拡大を図るため、フォレストリゾート推進協議会が実施する施設整備や自然体験授業への支援として1,697万1,000円を計上いたしました。

最下段の15目国民体育大会費でございますが、次の52ページにかけて各節に計上した費用につきましては、茨城国体、全国障害者スポーツ大会を翌年に控え、本年9月にリハーサル大会を実施いたしますが、これらの開催に係る費用として、合わせまして9,768万7,000円を計上いたしました。

53ページをごらん願います。目の記載はございませんが、16目諸費でございます。13節委託料のうち、右側説明の欄、下から2行目のU I J ターン促進事業委託料1,484万2,000円につきましては、移住希望者を呼び込むツアーの実施やお試し住宅の管理運営費用に加えまして、「田舎暮らしの本」で住みたい田舎ランキング部門別1位を当市とともに獲得した臼杵市と合同で開催いたします移住セミナー等の費用を計上いたしました。

同じく19節負担金補助及び交付金のうち、右側説明の欄下段の助成金でございますが、新婚家庭家賃助成事業費6,166万円を計上いたしました。住宅取得等助成費3,500万円につきましては、子育て世帯を対象とした現行の住宅取得助成20万円に加えまして、新たに親の住居から一定の範囲内に住宅を取得した場合に加算される近居加算10万円、市外から転入し住宅をした場合に加算される転入加算10万円と加えまして、最大40万円の助成を受けられることといたしました。

54ページをお願いします。上段の同節説明の欄1行目の民間賃貸住宅建築助成費3,058万円、2行目の空き家改修等助成費500万円など、引き続き少子化・人口減少対策を重点的に進めてまいります。

恐れ入りますが、大きく飛びまして72ページをお願いします。款項の記載はございませんが、3款1項社会福祉費でございます。6目医療福祉費でございますが、20節扶助費のうち、右側説明の欄2行目、医療福祉扶助費市単独分に4,676万9,000円を計上し、引き続き高校生までの外来、入院を対象に医療費助成を行ってまいります。

恐れ入りますが、少し飛びまして77ページをお願いします。款項目の記載はございませんが、3款2項2目保育所費でございます。13節委託料のうち、右側説明の欄中ほどの水府こども園整備工事監理委託料496万8,000円、恐れ入りますが、次の78ページをお願いします。中段の15節工事請負費のうち、右側説明の欄1行目、水府こども園整備工事1億6,128万4,000円につきましては、水府こども園整備に係る費用を計上するものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして85ページをお願いします。款項の記載はございませんが、4款1項保健衛生費でございます。4目母子衛生費の下段の13節委託料のうち、右側説明の欄1行目、妊婦・乳児健康検査委託料2,724万7,000円につきましては、現行の妊婦・乳児健康診査に加えまして、新たに産後2週間健診費用を計上したものでございます。

87ページをお願いします。目の記載はございませんが、4目健康増進事業費でございます。13節委託料の右側説明の欄、下から4行目、胃がん検診委託料876万1,000円のうち、68万1,000円につきましては、現行の胃がん検診に加え、新たに実施いたします胃がんリスク層別化検査費用を計上したもので、また、1行飛びまして、歯周病医療機関健診委託料228万8,000円につきましても、新たに実施するもので、いずれも本年度実施いたしました市内全町別の医療費分析の結果をもとに、それぞれ節目の年齢で実施する費用を計上したものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして93ページをお願いします。款項目の記載はございませんが、4款2項2目じんかい処理費でございます。13節委託料の右側説明の欄中央やや下のところ、清掃センター基幹的設備改良工事監理委託料1,198万8,000円、恐れ入りますが、次の94ページをお願いします。15節工事請負費の右側説明の欄、清掃センター基幹的設備改良工事448万2,000円につきましては、3カ年にわたり清掃センター設備の延命化を図るため計上するものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして99ページをお願いします。款項目の記載はございませんが、5款1項3目農業振興費でございます。上段の13節委託料のうち、右側説明の欄1行目、有害鳥獣捕獲実施委託料516万円、下段の19節負担金補助及び交付金は、恐れ入りますが、次の100ページをお願いします。同節説明の欄の6行目にございます有害鳥獣等被害防止対策事業費690万6,000円、次の101ページの同節説明の欄6行目のわな猟免許取得費27万8,000円など、イノシシ被害対策に係る費用として、合わせまして1,275万2,000円を計上いたしました。

恐れ入りますが、１００ページにお戻り願います。同節説明の欄、下から４行目の中古農機購入事業費１００万円、次の１０１ページ、同節説明の欄、上から７行目の新規就農者家賃支援事業費４８万円、３行飛びまして、ＵＩＪターン就農、６０万円につきましては、新規就農者の支援を図るため新たに計上するものでございます。

同じく、４目畜産業費でございますが、恐れ入りますが、次の１０２ページをお開き願います。１９節負担金補助及び交付金のうち、右側説明の欄、下から２行目の常陸太田乳製品プロジェクト協議会１,６８５万２,０００円につきましては、地方創生推進交付金を活用し、６次産業化の推進と地域ブランドの創出を図るもので、乳製品プロジェクト協議会が実施いたします販路開拓、商品開発、チーズ専門家による技術支援等に係る費用を計上いたしました。

恐れ入りますが、少し飛びまして１０８ページをお開き願います。款項目の記載はございませんが、６款１項２目商工振興費でございます。下段の１９節負担金補助及び交付金のうち、右側説明の欄、下から５行目のそば店振興事業費３１６万９,０００円につきましては、そば店の振興と交流人口の拡大を図るため、新たな組織を立ち上げ、組織が取り組むメニュー開発やメディアツアーなどの費用に対し支援するものでございます。

恐れ入りますが、１１０ページをお開き願います。款項目の記載はございませんが、６款１項４目観光費でございます。下段の１３節委託料は、次の１１１ページをごらん願います。同節右側説明の欄中ほどの里美温泉保養センター改修工事監理委託料、恐れ入りますが、次の１１２ページをお開き願います。１５節工事請負費、右側説明の欄の１行目、里美温泉保養センター改修工事につきましては、施設の長寿命化と利用者へのサービス向上を図るもので、合わせまして１億７,８３０万２,０００円を計上するものでございます。

恐れ入りますが、１１１ページにお戻り願います。１３節委託料でございますが、右側説明の欄中ほどの金砂小学校施設改修設計委託料６４７万円、ボルダリングウォール設置業務委託料５００万円、恐れ入りますが、１１２ページをお開き願います。１５節工事請負費の右側説明の欄３行目の施設改修工事１,８４５万７,０００円のうち、１,１５５万６,０００円につきましては、金砂小学校の３階部分の改修整備事業の設計費や体験メニューの充実化を図るもので、合わせまして屋外トイレの改修を行うものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして１１８ページをお開き願います。款項の記載はございませんが、７款２項道路橋りょう費でございます。３目道路新設改良費でございますが、１３節委託料、右側説明の欄１行目の測量調査設計委託料５億１,９８１万７,０００円のうち、３億５,７００万円につきましては、日立笠間線、仮称市道０１３９号線整備に係る費用を計上いたしました。あわせまして、ＪＴ跡地を住宅用地として整備していくに当たりまして、外周の市道整備に係る測量設計の費用として１,６０１万７,０００円を計上いたしました。同じく１５節工事請負費、右側説明の欄１行目の道路新設改良舗装工事５億５,１５０万円につきましては、新宿天神林線、高柿千寿線、大森山根線などの整備費用として計上いたしました。

１２０ページをお開き願います。７款４項１目都市計画総務費でございます。下段の１３節委託料は、次の１２１ページをごらん願います。同節右側説明の欄５行目の新市街地開発促進業務

委託料5,635万4,000円につきましては、国道349号バイパス沿いの東部土地区画整理事業に係る土地区画整備組合設立に向けての資料作成などの費用を計上いたしました。

恐れ入りますが、大きく飛びまして130ページをお開き願います。款項の記載はございませんが、8款1項消防費でございます。3目消防施設費の15節工事請負費のうち、右側説明の欄1行目、防火水槽整備工事は、町屋、赤土、大中町地内の3カ所の整備費用として1,856万6,000円を計上いたしました。同じく18節備品購入費の消防自動車購入費は、太田支団、里美支団の消防団車両2台分の更新費用として1,942万3,000円を計上いたしました。

下段の5目災害対策費は、次の131ページでございます11節需用費のうち、右側説明の欄4行目の印刷製本費43万2,000円、同じく13節委託料のうち、下から4行目の原子力災害実施計画策定支援業務委託料300万円につきましては、本年度策定いたしました広域避難計画に基づき実施計画を策定いたしますほか、市民に配付いたします広域避難住民マニュアルを作成する費用として計上するものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして138ページをお開き願います。款項目の記載はございませんが、上段は9款2項1目小学校管理費でございます。15節工事請負費5,796万9,000円のうち3,867万7,000円は、小学校8校の図書室にエアコンを設置するため計上したものでございます。

139ページをごらん願います。下段の3目学校建設費につきましては、水府小学校、山田小学校を統合し、水府中学校との一体的校舎を整備するための費用といたしまして、合わせまして5億529万7,000円を計上したものでございます。

141ページをお開き願います。項目の記載はございませんが、中学校管理費でございます。15節工事請負費6,638万3,000円のうち、2,301万7,000円につきましては、中学校3校の図書室にエアコンを設置するため計上したものでございます。

143ページをお開き願います。上段の3目学校建設費の2億5,889万4,000円につきましては、金砂郷中学校のグラウンド整備工事費や旧屋内運動場の解体工事費などでございます。

恐れ入りますが、大きく飛びまして156ページをお開き願います。款項目の記載はございませんが、9款5項8目社会教育施設費でございます。13節委託料のうち、右側説明の欄7行目の市民交流センター改修工事設計委託料307万8,000円、次の157ページ上段の15節工事請負費の右側説明の欄1行目、市民交流センター改修工事2億1,600万円につきましては、市民交流センターの雨漏りによる屋根の改修費用として計上するもので、2カ年にわたり施工するものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして163ページをお開き願います。上段は、款項目の記載はございませんが、9款6項4目体育施設費でございます。15節工事請負費5,746万5,000円につきましては、平成31年度に開催される国体に向けて、山吹運動公園並びに白羽スポーツ広場の屋外トイレを整備する費用などを計上いたしました。

恐れ入りますが、10ページにお戻り願います。10ページでございます。第2表債務負担行為でございます。債務負担行為を設定する事業はごらんの5事業でございます。それぞれの期

間、限度額により、平成30年度に債務の負担を行うものでございます。

11ページをごらん願います。第3表地方債でございます。地方債を起こします各事業は、ごらんの8事業でございまして、限度額を総額20億9,110万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等につきましては表記のとおりでございます。後ほどごらんをお願いします。

議案第28号は以上でございます。

続きまして、議案第29号は、平成30年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算でございます。

179ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額を54億4,526万9,000円とするものでございます。第2条で、一時借入金の借り入れ最高額を1億5,000万円と定めております。第3条は、歳出予算の流用を定めたものでございます。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、186ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、被保険者数が減少していることから、前年度より1,618万3,000円減の9億7,776万5,000円を計上いたしました。

2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、退職者医療制度の制度変更に伴い被保険者数が減少していることから、前年度より1,583万8,000円減の833万円といたしました。

187ページをごらん願います。3款1項国庫負担金につきましては、4月からの制度改正により、県が財政運営の主体となり、負担金及び交付金が県へ公布されますことから、高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金を廃目としました。また、療養給付費等負担金につきましても、現年度分は県へ交付されますことから、過年度清算分を新たに科目設定いたしました。

2段目の同款2項国庫補助金につきましても、同様により財政調整交付金を廃目とし、市へ交付される災害臨時特例補助金の科目を新たに設定いたしました。

3段目、4款の療養給付費等交付金につきましては、現年度分は社会保険診療報酬支払基金から県へ直接交付されることから、過年度清算分を新たに科目設定いたしました。

最下段の5款1項1目保険給付費等交付金につきましては、1節普通交付金として制度改正により給付に要する費用は県が措置することとなったことにより、36億646万2,000円を計上いたしました。

2節特別交付金でございますが、これまで調整交付金として市の財政状況や特殊要因等に応じて交付されてまいりましたが、当初として5,381万4,000円を計上いたしました。なお、制度改正により、財政調整交付金は廃目といたしました。

188ページをお開き願います。同款の県支出金のうち、高額医療費共同事業及び特定健康診査等負担金の両目につきましても、制度改正により廃目となります。

3段目の7款1項1目一般会計繰入金につきましては、共同事業拠出金等の廃止により、前年度予算額より1億4,470万2,000円減の4億9,646万9,000円を計上いたしました。

4段目の同款2項1目支払準備基金繰入金につきましては、前年並みの1億9,347万1,000

0円といたしました。

189ページをごらん願います。最下段の前期高齢者交付金及び次ページの共同事業交付金につきましては、制度改正により廃款となるものでございます。

恐れ入りますが、193ページをお開き願います。歳出でございます。

最下段の2款1項1目一般被保険者療養給付費から、195ページ、3段目の同款4項1目葬祭費までにつきましては、それぞれ前年度までの実績等を勘案して計上いたしました。

196ページをお開き願います。2段目の3款1項1目一般被保険者医療給付費分から、最下段の同款3項1目介護納付金分までにつきましては、制度改正により県に支払う納付金を計上いたしました。

197ページをごらん願います。4款1項共同事業拠出金につきましては、制度改正により高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金が廃目となります。

下段の5款1項1目保健衛生普及費19節負担金補助及び交付金のうち、右側説明の欄4行目、人間ドック等健診費につきましては、被保険者数は減少しておりますが、健診の受診率向上を目指しておりますので、前年度予算額と同額の2,760万5,000円を計上いたしました。

同款同項2目健康増進費につきましては、新たな目でございます。予算の構成は、4節共済費、7節賃金、11節需用費、12節役務費、13節委託料となっており、健康づくりへの意識向上を目的とした健康ポイント事業及び歯周病の早期発見、早期治療を目的とした歯周病検診事業を実施するために計上いたしました。

198ページをお開き願います。5款2項特定健康診査等事業費につきましては、13節委託料のうち、右側説明の欄3行目、特定健康診査業務委託料として、主に集団健診を実施するために3,607万3,000円を計上いたしました。

199ページをごらん願います。最下段の後期高齢者支援金等から、200ページ最下段の公債費につきましては、制度改正により廃款とするものでございます。

議案第29号は以上でございます。

続きまして、議案第30号は、平成30年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

207ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億575万1,000円とするものでございます。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、212ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、茨城県広域連合より示された調定見込額により、5億1,439万円といたしました。増額の主な理由といたしましては、被保険者数及び保険料額の伸びを見込んだことによるものでございます。

1つ飛ばしまして、3款1項一般会計繰入金につきましては、前年度より244万4,000円増の1億8,880万4,000円といたしました。増額の主な理由といたしましては、保健基盤安定繰入金の増によるものでございます。

214ページをお開き願います。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、人件費等として1,740万9,000円、同款2項徴収費につきましては、事務費として100万円の合計1,840万9,000円といたしました。

215ページをごらん願います。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金6億8,478万7,000円につきましては、右側説明の欄1行目、保険料納付金5億1,439万円、2行目、保健基盤安定負担金1億7,039万7,000円を茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。前年度よりも5,085万9,000円の増額計上となっておりますが、主に後期高齢者医療保険料納付金の増によるものでございます。

議案第30号は以上でございます。

続きまして、議案第31号は、平成30年度常陸太田市介護保険特別会計予算でございます。

221ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額を60億1,462万6,000円とするものでございます。第2条は、一時借入金の借り入れ最高額を3億1,000万円と定めております。第3条は、歳出予算の流用を定めたものでございます。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、228ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目の65歳以上の第1号被保険者保険料につきましては、保険料の増額及び被保険者数が増加いたしますことから、前年度より1億1,613万8,000円増の11億5,871万6,000円を計上いたしました。

3段目の3款1項の国庫負担金から、1枚おめくりいただきまして、230ページ2段目の5款3項の県補助金までは、国及び支払基金並びに県からの支出金でございまして、介護給付費及び地域支援事業費に対するそれぞれの補助率等から、合計38億5,293万3,000円を計上いたしました。

下段の7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費や地域支援事業費、低所得者保険料軽減負担金、職員給与費及び事務費等に係る一般会計の繰入金として、合計9億2,562万3,000円を計上いたしました。

231ページをごらん願います。上段の同款2項基金繰入金につきましては、支払準備基金から3,529万6,000円を繰り入れるものでございます。

232ページをお開き願います。歳出でございます。

1款1項の総務管理費から、1枚おめくりいただきまして、234ページ下段の同款4項の趣旨普及費まででございますが、職員、介護認定審査会委員等の人件費、事務費等合わせまして1億5,078万9,000円を計上いたしました。

235ページをごらん願います。上段の2款1項介護サービス等諸費につきましては、サービス利用の増加に伴い、支給額が増加傾向にありますことから、約8,800万円増の51億2,095万2,000円を計上いたしました。

下段の同款2項の介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防日常生活支援総合事業の創設に伴い、介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費等の一部が地域支援事業

費に移行することなどを勘案し、恐れ入りますが1枚おめくりいただきまして、前年度より5,531万3,000円減の5,231万8,000円といたしました。

1つ飛びまして、最下段、同款4項の高額介護サービス等費から、237ページの2段目、同款6項特定入所者介護サービス等費までにつきましては、前年度の実績額を勘案し、3,211万4,000円減の4億1,582万円といたしました。

最下段の4款1項2目包括的支援事業費でございますが、恐れ入りますが、次の238ページをお開き願います。13節委託料、右側説明の欄1行目、包括的支援事業委託料6,139万2,000円につきましては、高齢者や高齢者の介護や医療など生活に関するあらゆる相談に対応する地域包括支援センターの業務を社会福祉協議会に委託するものでございます。

同欄4行目、認知症初期集中支援チーム委託料377万6,000円につきましては、初期集中支援チームを地域包括支援センター内に設置し、認知症の方やその家族を包括的に支援する業務を社会福祉協議会に委託するものでございます。

3目の任意事業費につきましては、これまでの実績による件数等を勘案して4,213万7,000円を計上いたしました。13節委託料、右側説明の欄のうち上から4行目の食の自立支援事業委託料3,111万4,000円につきましては、65歳以上のひとり暮らし高齢者もしくは高齢者のみの世帯の方に安否確認を兼ねて夕食を届ける配食サービス、3万8,892食分でございます。

239ページをごらん願います。中段の4款2項1目は、介護予防生活支援サービス事業費でございますが、13節委託料、右側説明の欄1行目、介護予防ケアマネジメント委託料1,065万2,000円及び19節負担金補助及び交付金、右側説明の欄1行目、サービス事業費6,765万2,000円につきましては、介護予防サービスのうち訪問型サービス及び通所型サービスに係る費用を計上し、それぞれ各介護サービス事業所に対し、国保連合会を経由して支払うものでございます。

2目の一般介護予防事業費につきましては、1,421万4,000円を計上いたしました。

240ページをお開き願います。13節委託料1,281万6,000円につきましては、在宅高齢者の健康寿命を伸ばすために、シルバーリハビリ体操、水中運動教室、栄養改善、口腔機能向上事業、スクエアステップ教室などの介護予防事業を社会福祉協議会等に委託をするものでございます。

議案第31号は以上でございます。

続きまして、議案第32号は、平成30年度常陸太田市下水道事業特別会計予算でございます。

251ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,289万9,000円とするものでございます。第2条は地方債を、第3条は一時借入金の借り入れ最高額を6億円と定めております。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、258ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項特管下水道事業における分担金1,943万1,000円及び下段の1款2項公共下水道事業における負担金297万3,000円につきましては、おのこの事業で分担金、負担金の分割納付分に加え、新たな加入者を勘案して計上いたしました。分担金につきましては、整備地域

の増により前年度より増額、負担金につきましては、負担金の完納と整備地域の減により前年度より減額となっております。

3段目の2款1項1目下水道使用料でございますが、昨年度の実績を勘案し、公共下水道及び特管下水道合わせまして2億7,648万6,000円といたしました。

1つ飛びまして、3款1項国庫補助金につきましては、昨年度とほぼ同額の7,050万円といたしました。

259ページをごらん願います。2段目の6款1項1目一般会計繰入金は5億8,383万5,000円を計上いたしました。昨年と比べ8,038万8,000円の減でございますが、特管下水道事業の金砂郷地区の整備エリアの減等が主な要因でございます。

最下段の9款市債でございますが、1目下水道事業債の1億5,150万円につきましては、昨年度と比べ公共下水道整備に対する工事費の増により20万円の増額、2目過疎対策事業債の3,630万円につきましては、特管下水道整備に対する工事費の減により2,280万円の減額となっております。

260ページをお開き願います。歳出でございます。

1款1項1目公共下水道費でございますが、次ページ、13節委託料のうち、右側説明の欄6行目にございます計画策定委託料750万円は、東部土地区画整理事業に伴う事業認可変更及び都市計画決定の図書作成業務を委託するもの、その下の3件は、「地方公営企業法」適用に関する経費、合わせまして445万3,000円を計上したものでございます。

15節工事請負費の1億8,370万円につきましては、岡田町、埴町、西宮町、大森町の管渠整備工事及び長寿命化修繕計画に基づく下水道施設修繕工事として、マンホールのふたの交換工事に要する費用等を計上したものでございます。

262ページをお開き願います。中段の同款同項2目流域下水道費でございますが、那珂久慈流域下水道建設工事及び維持管理の負担金等1億2,335万円を計上するものでございます。

3目特管下水道費でございますが、263ページ、13節委託料は、久米浄化センターの施設運転及び保守点検、汚泥処分その他全体の維持管理に係る委託料など、合計1,731万9,000円を計上いたしました。15節工事請負費8,940万円につきましては、大里町の整備予定区域約7ヘクタールに要する費用を計上いたしました。

264ページをお開き願います。22節補償補填及び賠償金430万円は、下水道工事に伴い支障となります上水道管等の移設補償費を見込みました。

2款公債費につきましては、下水道事業建設事業債ほかの元金と利子合わせまして6億1,159万5,000円を計上するものでございます。

恐れ入りますが、255ページにお戻り願います。255ページでございます。第2表地方債でございます。地方債を起こす事業は、ごらんの4事業で、限度額を合計1億8,780万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、表記のとおりでございます。恐れ入りますが、後ほどごらんお願います。

議案第32号は以上でございます。

続きまして、議案第33号は、平成30年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算でございます。

271ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,198万6,000円とするものでございます。第2条は地方債、第3条は一時借入金の借り入れ最高額を5,000万円と定めております。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、277ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目受益者分担金3万6,000円は滞納繰越分でございます。

1段飛びまして、2款1項1目農業集落排水使用料につきましては、昨年までの実績に基づく平均汚水量を算定し、9,132万5,000円といたしました。

1段飛びまして、3款1項2目農業集落排水事業国庫補助金は、農業集落排水処理施設の機能診断業務委託に対する交付金でございます。

1段飛びまして、5款1項1目一般会計繰入金は、2億4,196万4,000円を計上いたしました。昨年に比べ248万8,000円の増でございますが、これは施設の維持管理業務委託の増額が主な要因でございます。

278ページをお開き願います。5款2項1目一般基金繰入金は、農業集落排水事業債償還基金繰入金721万2,000円を見込みました。

最下段の8款1項市債は、「地方公営企業法」適用に要する経費で、公営企業会計システム導入委託料として農業集落排水事業債に170万円を計上いたしました。

279ページをごらん願います。歳出でございます。

1款1項1目総務管理費でございますが、昨年と比べ1,503万3,000円増の1億7,061万2,000円といたしました。

最下段の13節委託料は、右側説明の欄、汚泥処分委託料1,199万3,000円、次ページの3行目、処理施設保守点検業務委託料5,127万1,000円は、市内9カ所の処理施設の維持管理業務として、その下4行目の機能診断業務委託料930万円を施設の長寿命化対策として計上いたしました。その他委託料合計で8,069万7,000円といたしました。

15節工事請負費の450万円につきましては、各農業集落排水地区の維持補修工事に要する費用でございます。

281ページをごらん願います。2款公債費につきましては、農業集落排水事業債の元金と利子を合わせて1億7,837万4,000円を計上するものでございます。

恐れ入りますが、274ページにお戻り願います。274ページです。第2表地方債でございます。地方債を起こす事業は、農業集落排水事業で、限度額を合計170万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、表記のとおりでございます。恐れ入りますが、後ほどごらんおき願います。

議案第33号は以上でございます。

続きまして、議案第34号は、平成30年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算でございます。

289ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,734万8,000円とするものでございます。第2条は地方債、第3条で一時借入金の借り入れ最高額を1,000万円と定めております。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、295ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目受益者分担金は、設置見込件数を100基とし、1,266万円といたしました。

2款1項1目戸別合併処理浄化槽使用料は、平成29年度までの設置件数と平成30年度新規予定件数を勘案し、3,840万9,000円といたしました。

1つ飛ばしまして、3款1項国庫補助金でございますが、循環型社会形成推進交付金として1,511万8,000円を計上いたしました。

4款1項1目一般会計繰入金は、歳出予算の増に伴い333万7,000円増額の4,329万円といたしました。

296ページをお開き願います。7款市債でございますが、戸別合併処理浄化槽設置整備事業債に1億1,630万円を計上いたしました。

297ページをごらん願います。歳出でございます。

1款1項1目戸別合併処理浄化槽設置整備事業費は、総額1億9,893万5,000円といたしました。13節委託料のうち、右側説明の欄1行目、施設保守点検委託料に1,379万6,000円、最下段の浄化槽清掃委託料に1,741万9,000円、次ページの1行目、測量調査設計委託料に1,176万2,000円など、合わせまして4,487万6,000円を計上しております。15節工事請負費1億3,382万円は、新たな浄化槽設置基数100基分でございます。

中段の2款公債費につきましては、戸別合併処理浄化槽事業債の元金と利子を合わせて2,741万3,000円を計上いたしました。

恐れ入りますが、292ページにお戻り願います。第2表地方債でございます。地方債を起こす事業は、特定地域生活排水処理施設事業で、限度額を1億1,630万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、表記のとおりでございます。恐れ入りますが、後ほどごらんおき願います。

議案第34号は以上でございます。

続きまして、議案第35号は、平成30年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算でございます。

305ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額を3億2,921万円とするものでございます。第2条で地方債、第3条で一時借入金の最高額を5,000万円と定めております。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、311ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目分担金は、新規加入者3件分を見込み、46万1,000円としました。

2款1項1目簡易水道使用料でございますが、人口減少による使用量の減に伴いまして、前年度より320万円の減額を見込み、1億710万円といたしました。

1つ飛びまして、3款1項1目一般会計繰入金では、「地方公営企業法」適用へ移行するため

の組織再編，新たな浄水場統合計画などを図るため，3,498万1,000円増の1億3,644万8,000円といたしました。

最下段の5款2項1目雑入でございますが，右側説明の欄，配水管等布設がえ補償費や消火栓修繕工事負担金，料金収納業務負担金，合わせて1,428万6,000円を見込みました。

312ページをお開き願います。6款市債でございます。1目簡易水道事業債は3,670万円，2目過疎対策事業債に2,720万円，起債対象となる工事費の減によりまして1,270万円減の合計6,390万円といたしました。

313ページをごらん願います。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては，1,689万6,000円増の9,018万6,000円といたしました。最下段の13節委託料のうち，右側説明の欄1行目，検針業務委託料に491万1,000円を計上しております。

314ページをお開き願います。右側説明の欄3行目，総合基本計画作成業務委託料1,239万9,000円は，国道461号線北沢トンネルへの送水管の布設計画に伴い，水府北部と里美南部浄水場の統合計画書作成委託料を計上しております。

2行飛びまして，「地方公営企業法」適用に要する経費として，公営企業会計システム導入委託料270万円，同システム保守管理料32万4,000円，アセットマネジメントを策定する水道ビジョン基礎調査業務委託料254万9,000円，その他委託料合わせまして3,252万8,000円を計上いたしました。

14節使用料及び賃借料33万円につきましても，「地方公営企業法」適用会計へ移行するため，システム借上げ料として新たに計上いたしました。

19節負担金補助交付金211万2,000円のうち，説明の欄，竜神ダム管理費197万7,000円は，県に支払う簡易水道事業分の負担金でございます。

下段の1款2項1目維持修繕費でございますが，昨年度より1,355万5,000円増の6,396万5,000円といたしました。減額の要因といたしましては，本年度実施いたしました薬注設備，薬品を注入する設備でございますが，この更新工事の完了に伴うものでございます。

中段の1款3項1目配管費につきましては，1,504万円増の7,827万7,000円といたしました。13節委託料2,011万6,000円のうち，右側説明の欄1行目，設計委託料1,955万9,000円は，国道461号線トンネル工事に伴う配水管新設工事及び配水池，配水池でございますが，これの増築設計業務委託料として計上するものでございます。15節工事請負費4,950万8,000円のうち，右側説明の欄，配水管布設がえ工事3,056万4,000円につきましては，竜神橋架けかえなどによる県道改良工事に伴う布設がえ工事，里美地区の漏水多発地区の老朽化した配水管布設がえ工事費を計上いたしました。

2行目の増減圧施設整備工事1,894万4,000円は，松平町の老朽化した圧力タンクの交換，故障の多発する4増圧場のポンプ交換工事費として計上するものでございます。

最下段の1款4項1目の給水費でございますが，748万1,000円増の943万1,000円といたしました。

316ページをお開き願います。13節委託料468万8,000円は、「計量法」に基づき、設置後8年を経過した水府地区798戸のメーター器交換業務委託料を計上するものでございます。18節備品購入費248万5,000円は、メーター器交換業務に係る量水器購入費を計上いたしました。

中段の2款1項公債費でございますが、簡易水道事業債ほかの元金と利子合わせまして8,435万1,000円を計上いたしました。

恐れ入りますが、308ページにお戻り願います。第2表地方債でございます。地方債を起こす事業は、ごらんの2事業で、限度額合計を6,390万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、表記のとおりでございます。恐れ入りますが、後ほどごらんおき願います。

新年度予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○益子慎哉議長 上下水道部長。

〔江尻伸彦上下水道部長 登壇〕

○江尻伸彦上下水道部長 議案第36号及び議案第37号について、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

別冊の常陸太田市公営企業会計予算書をごらん願います。

初めに、議案第36号平成30年度常陸太田市水道事業会計予算についてでございます。

恐れ入りますが、3ページをお開き願います。

第1条、総則でございます。

第2条は業務の予定量で、給水戸数1万8,386戸、年間総給水量478万3,408立方メートル、1日平均給水量1万3,105立方メートルといたしました。主要な建設改良事業につきましては、3億2,863万2,000円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第1款水道事業収益が12億8,005万7,000円でございます。支出につきましては、第1款水道事業費用が12億7,231万9,000円でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。4ページをお願いいたします。収入につきましては、第1款資本的収入が2億1,379万円、支出につきましては、第1款資本的支出が6億8,538万6,000円でございます。

恐れ入りますが、3ページに戻りまして、下から2行目でございます。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額4億7,159万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億4,733万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,426万3,000円で補填するものといたします。

4ページに戻っていただきます。中段の第5条は、企業債の定めでございます。限度額を9,030万円と定めます。

第6条は、一時借入金の限度額で、5,000万円と定めます。

次のページにまいりまして、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用の定めで、営業費用と営業外費用間に限ると定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の定めでございます。

第9条は、他会計からの補助金で、補助を受ける金額は4,960万7,000円でございます。

第10条は、棚卸資産購入限度額で1,649万3,000円と定めます。

予算の内容につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、36ページをお開き願います。初めに、収益的収入及び支出のうち収入ですが、1款1項営業収益の1目給水収益は10億5,757万9,000円で、前年度に比較いたしまして197万円の減を見込んでおります。

次のページにまいりまして、2項営業外収益2目1節の一般会計補助金につきましては、未給水地域解消事業企業債利子相当額及び宮の郷工業団地の固定資産減価償却相当額並びに一般会計繰り出し基準に基づく繰入金など、計4,960万7,000円で、対前年度1,068万3,000円の増でございます。

3目長期前受金戻入につきましては、償却資産の取得財源を減価償却に合わせて順次収益化するもので、1億1,265万3,000円、対前年度231万5,000円の減でございます。

次に、38ページの支出でございます。

1款1項営業費用の1目原水及び浄水費は2億3,419万6,000円で、624万9,000円の減となっております。これは、瑞竜浄水場、内田浄水場、金砂郷地区の3つの浄水場の取水関連施設の維持管理費を計上したものでございます。主なものは、人件費のほか、39ページをお願いいたします。10節委託料6,268万1,000円、13節の修繕費3,913万9,000円、14節の動力費9,200万円、15節の薬品費1,360万8,000円などでございます。

2目配水及び給水費につきましては、1億9,697万4,000円で、対前年度3,983万8,000円の増でございます。これは、送配水ポンプ場、配水管、量水器などの維持管理費用でございます。主なものは、人件費のほか、41ページをお願いいたします。41ページの11節委託料6,255万2,000円、14節の修繕費5,052万7,000円、16節の動力費2,196万8,000円などでございます。

3目総係費1億2,335万9,000円は、対前年度187万6,000円の増でございます。これらの費用は管理的経費を計上したもので、主なものは、人件費のほか、43ページをお願いいたします。43ページの13節委託料2,054万円、15節賃借料769万4,000円などでございます。

44ページをお開き願います。4目減価償却費でございますが、5億4,495万1,000円で、前年より760万7,000円の減でございます。

2項営業外費用については、1億5,911万9,000円、対前年度1,139万7,000円の減でございます。これは主に1目の支払利息及び企業債取扱諸費の減額となったことによるものでございます。

次に、46ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款 1 項 1 目企業債については、資本的支出の財源として9,030万円を借り入れるものでございます。

2 項 1 目工事負担金については、道路改良工事、下水道工事に伴い支障となる水道管布設がえ工事の負担金として5,569万円を見込んでおります。

3 項 1 目出資金6,780万円については、上水道安全対策事業出資債を活用するもので、一般会計で借り入れ、それを出資していただくものでございます。

4 7 ページにまいりまして、支出ですが、1 款 1 項 1 目の上水道拡張費 1 億4,931 万4,000 円、対前年度 1 億 2 3 2 万3,000 円の増でございます。落合取水場並びに内田浄水場の非常用地下発電設備の新設工事及び配水管新設工事などを計上しております。

2 目上水道改良費 1 億7,561 万1,000 円は、対前年度4,003 万5,000 円の減でございます。2 節工事費でございますが、単独事業が 2 路線、下水道事業関連が 2 路線、建設課事業関連が 5 路線、県工事関連が 3 路線の 1 2 路線の配水管布設がえ工事のほか、老朽化した浄水場の設備更新工事などを予算化しております。

4 8 ページをお開き願います。2 項 1 目企業債償還金 3 億5,675 万4,000 円は、対前年度 1,079 万1,000 円の増でございます。

なお、7 ページから 3 5 ページにかけて、予算に関する説明書がございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、議案第 3 7 号平成 3 0 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、4 9 ページをお開き願います。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条は業務の予定量でございます。給水事業所数 4 社、年間総給水量 1 0 4 万6,300 立方メートル、1 日平均給水量 2,867 立方メートルといたしました。主要な建設改良事業につきましては、1,630 万8,000 円を予定しております。

第 3 条は収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入につきましては、第 1 款工業用水道事業収益が 1 億 1 9 2 万円でございます。

支出につきましては、第 1 款工業用水道事業費用が 1 億1,450 万円でございます。

第 4 条は資本的収入及び支出の予定額でございます。

5 0 ページをお開き願います。収入につきましては、第 1 款資本的収入が 1,170 万円でございます。

支出につきましては、第 1 款資本的支出が 1,630 万8,000 円でございます。

恐れ入りますが、4 9 ページにお戻り願います。下から 2 行目でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 6 0 万8,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 8 0 万5,000 円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3 4 6 万7,000 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3 3 万6,000 円で補填するものといたします。

5 0 ページにお戻りください。中段の第 5 条は企業債の定めでございます。限度額を 1,170

万円と定めます。

第6条は一時借入金の限度額で、1,000万円と定めます。

第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用の定めで、営業費用と営業外費用間に限ると定めるものでございます。

第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費の定めでございます。

第9条は他会計からの補助金で、補助を受ける金額は1,480万円と定めます。

予算の内容につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

81ページをお開き願います。収益的収入及び支出のうち収入ですが、1款1項営業収益の1目給水収益は6,326万3,000円で、対前年度960万3,000円の増額を見込みました。これは、常陸太田工業団地においてこれまでの実績などから超過料金を増額計上したことによるものでございます。

第2項営業外収益の2目他会計補助金は1,480万円で、400万円の減でございます。なお、補助金の使途につきましては、経営経費の一部に充当するものでございます。

3目長期前受金戻入につきましては、1,088万2,000円、39万5,000円の減でございます。

82ページをお開き願います。4目雑収益につきましては、経営経費負担金など1,297万3,000円を計上しております。

83ページをお願いいたします。支出でございます。

1款1項1目原水及び浄水費3,556万9,000円は、浄水場などの維持管理経費を計上したもので、対前年度96万7,000円の増でございます。主なものは、5節委託料1,359万1,000円、8節修繕費626万6,000円、9節動力費598万5,000円などでございます。

84ページをお願いいたします。2目配水及び給水費979万6,000円については、前年度に比較して66万3,000円の増で、宮の郷工業用水配水池に係る管理経費でございます。

3目総係費は2,229万1,000円で、対前年度67万6,000円の減でございます。この経費は人件費などの管理的な経費を計上したものでございます。

85ページをお願いいたします。4目減価償却費2,962万7,000円は、対前年度396万7,000円の増となっております。

87ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございますが、1款1項1目の企業債については、資本的支出の財源として1,170万円を借り入れるものでございます。

88ページをお開き願います。支出でございます。1款1項1目工業用水道改良費については、1,630万8,000円、対前年度853万2,000円の減で、老朽化の著しい高貫浄水場及び花房取水場の設備更新工事を予算化しております。

なお、53ページから80ページに予算に関する説明書がございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○益子慎哉議長 説明は終わりました。

○益子慎哉議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は、3月6日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時27分散会